

令和5年度  
荒尾市地域防災計画

# 関係資料

1. 関係条文及び協定書等
2. 地区防災計画の作成地区及び概要

〈巻末〉用語集



# 目 次

No	項目	締結機関等	内 容	協定締結日	
1	資料1 災害対策基本法関係条文（抜粋）	関係条文等	第15条、第16条、第23条、第42条		
2	資料2 荒尾市防災会議条例		所掌事務及び組織		
3	資料3 荒尾市災害対策本部条例		荒尾市災害対策本部に関し必要な事項		
4	資料4 荒尾市防災会議運営要領		防災会議の議事及び運営		
5	資料5 熊本県都市災害時相互協力に関する協定	熊本県内14市	協定市相互の応援に関する事項	平成20年4月23日	
6	資料6 熊本県都市災害時相互応援に関する協定【実施項目】	熊本県内14市	被災市の応急対応および復旧対策	平成20年4月23日	
7	資料7 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会、町村会	被災市の応急対応および復旧対策	平成15年7月23日	
8	資料8 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定【実施項目】	熊本県市長会、町村会	協定の実施に関し必要な事項	平成15年7月23日	
9	資料9 災害発生時における支援活動に関する協定	関係機関等との協定等	熊本県建設業協会荒尾支部	建設機材および資材の確保、応急復旧工事等	平成18年3月29日
10	資料10 災害時における支援に関する協定		荒尾商工会議所	物資の供給および援助	平成21年3月27日
11	資料11 災害時における水道支援活動に関する協定		荒尾市管工事組合	建設機材および資材の確保、応急復旧工事等	平成21年4月27日
12	資料12 災害時における支援に関する協定		南九州コカ・コーラボトリング株式会社	飲料水の優先的な供給、災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水の供給	平成21年10月28日
13	資料13 災害時における支援に関する協定		あらおシティプラン株式会社 荒尾商業開発株式会社	あらおシティモールを緊急避難施設および一時避難施設として使用	平成23年4月14日
14	資料14 荒尾市における大規模な災害時の応援に関する協定		国土交通省九州地方整備局	現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等	平成23年7月25日
15	資料15 災害時における支援に関する協定		NPO法人コメリ災害対策センター	物資供給	平成23年8月11日
16	資料16 災害時における支援に関する協定		南九州ペプシコーラ販売株式会社 <small>（現：サントリービバレッジサービス株式会社）</small>	飲料水の優先的な供給	平成23年8月18日
17	資料17 災害発生時における支援に関する協定		荒尾市建設業協会	建設機材および資材の確保、応急復旧工事等	平成23年8月18日
18	資料18 災害時の支援に関する協定		株式会社九州設備公社 <small>（現：キョウセツAQUA株式会社）</small> キョウセツ荒尾無線クラブ	アマチュア無線を活用した情報伝達、収集	平成25年7月2日
19	資料19 災害に係る情報発信等に関する協定		ヤフー株式会社	市ホームページの負担軽減、防災情報、緊急情報をヤフーサービス上に掲載	平成25年12月4日
20	資料20 避難所施設利用に関する協定		独立行政法人国立高等専門学校機構 有明工業高等専門学校	避難所施設として一時的な利用	平成26年3月7日
21	資料21 災害発生時における物資等の緊急輸送における協定		公益社団法人熊本県トラック協会	災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務	平成26年9月29日
22	資料22 非常時等における相互協力に関する協定書		株式会社フラッシュウォーター	水道事業の影響を最小限に留める	平成27年7月14日
23	資料23 有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定		大牟田市 柳川市 みやま市 南関町 長洲町	物資、資機材、車両の提供、職員派遣、施設提供	平成27年10月27日
24	資料24 災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定		社会福祉法人 荒尾市社会福祉協議会	災害ボランティアセンター設置及び運営に関する取り決め	平成28年2月25日
25	資料25 災害時における放送要請に関する協定		株式会社有明ねっこむ	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送要請：コミュニティFMたんぽぽ	平成28年7月9日
26	資料26 災害発生時における支援に関する協定の一部変更協定		荒尾市建設業協会	災害発生時における支援活動について詳細を記載	平成28年11月4日
27	資料27 災害発生時における相互協力に関する協定		荒尾市内郵便局	災害時に相互協力し情報提供、広報活動、災害特別事務取扱及び援護対策等の実施	平成29年8月1日
28	資料28 災害時における復旧支援協力に関する協定		公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の復旧支援協力	平成30年3月16日
29	資料29 災害時における地図製品等の供給等に関する協定		株式会社ゼンリン	災害時における地図製品の供給・利用及び地図製品の備蓄等	平成30年7月10日
30	資料30 災害発生時における学校施設の受援対応施設利用に関する協定		熊本県立岱志高等学校	災害発生時において物資等の拠点として学校施設を利用	平成30年10月31日
31	資料31 災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所等利用に関する協定		熊本県立荒尾支援学校	災害発生時において福祉子ども避難所として学校施設を利用	平成30年10月31日
32	資料32 避難所運営の応援に関する協定		荒尾市職員退職者会	職員退職者会による避難所運営の応援	平成31年3月26日
33	資料33 見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定		生活協同組合くまもと	見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力	令和2年3月23日
34	資料34 災害時における支援に関する協定		オーム乳業株式会社	飲料水等の供給	令和2年12月7日
35	資料35 災害復旧に関する覚書		九州電力送配電株式会社	電力に関する情報提供、復旧作業等の協力	令和2年12月16日
36	資料36 災害時における物資の調達及び供給に関する協定		株式会社グッデイ	災害時における物資の調達や供給	令和3年3月3日
37	資料37 災害時における物資供給に関する協定		株式会社ナフコ	災害時における物資の調達や供給	令和3年3月31日
38	資料38 災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定		熊本県建設業協会荒尾支部	支援活動中における事故対応等について変更	令和3年3月31日
39	資料39 災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定		荒尾市建設業協会	支援活動中における事故対応等について変更	令和3年3月31日
40	資料40 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定		太陽建機レンタル株式会社	災害時におけるレンタル機材の提供	令和4年3月31日
41	資料41 健康増進及び災害時における協力に関する包括連携協定		大塚製薬株式会社	市民の健康・地域の活性化及び災害時における協力	令和5年3月29日
42	資料42 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定		佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送	令和5年4月1日

---

## 第 1 関係条文及び協定書等

---

資料 1

### 災害対策基本法関係条文(抜粋)

#### (都道府県防災会議の組織)

第 15 条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2. 会長は当該都道府県の知事をもって充てる。
3. 会長は会務を総理する。
4. 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
  - (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
  - (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
  - (5) 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから、当該都道府県の知事が任命する者
  - (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

#### (市町村防災会議)

第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2. ～5. 省略
6. 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第 2 項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

#### (災害対策本部)

第 23 条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2. 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

3. 災害対策本部に災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。
4. 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。
5. 都道府県の災害対策副本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策副本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
6. 前各号に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

### (市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し及び毎年市町村地域防災計画に検討を加える必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。この場合において当該市町村地域防災計画は防災業務計画、又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2. 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
  - (2) 当該市町村の地域にかかる防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練、その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難救助、衛生、その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
  - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項
3. 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見を聞かななければならない。
4. 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。
5. 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

## 荒尾市防災会議条例

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、荒尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 荒尾市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33号第1項に規定する水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2. 会長は、市長をもって充てる。
3. 会長は、会務を総理する。
4. 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者  
3人以内
  - (2) 熊本県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者  
2人以内
  - (3) 熊本県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者  
1人
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者  
8人以内
  - (5) 教 育 長
  - (6) 有明広域行政事務組合荒尾消防署長及び消防団長
  - (7) 指定地方公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者  
4人以内

- (8) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから市長が委嘱する者  
5人以内
  - (9) 自主防災組織（災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を  
構成するもの又は学識経験のある者の中から市が委嘱する者
  - (10) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者  
4人以内
6. 前項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
7. 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2. 専門委員は関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。
  - 3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第5条 防災会議の庶務は、市民環境部くらしいきいき課において処理する。

（議事等）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 荒尾市災害対策本部条例

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、荒尾市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2. 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3. 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2. 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3. 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4. 部長は、部の事務を掌理する。

### (庶務)

第4条 災害対策本部の庶務は、市民環境部くらしいきいき課において処理する。

### (雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 荒尾市防災会議運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、荒尾市防災会議条例(昭和38年条例第16号)第6条の規定に基づき、荒尾市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2. 防災会議の議長は、会長をもって充てる。
3. 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4. 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (専決処分)

第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事務を専決処分することができる。

2. 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

### (会議録)

第4条 会長は、職員をして次に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他の参考事項

この要領は、昭和39年7月7日から施行する。

## 熊本県都市災害時相互応援に関する協定

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市及び合志市（以下「協定市」という。）は、協定市のいずれかがその市域において災害による被害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急処理事態に係る被害をいう。）を受け、当該被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、他の協定市が友愛的精神に基づき行う応援（以下「応援」という。）に関する事項を定め、もって被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定を次のとおり締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請があった事項

### （応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市は、後日、必要事項を記載した文章を速やかに応援を要請した協定市に送付しなければならない。

(応援の実施)

第3条 応援を要請された協定市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援活動の指揮)

第4条 被災市における各種応援活動の実施については、被災市の市長が指揮するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として別途定める協定実施細目により負担するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(権限の委任)

第8条 この協定のそれぞれの市は、熊本県市長会が熊本県町村会と締結する災害時相互応援に関する協定について、その権限を熊本県市長会会長に委任するものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定は、平成20年4月23日からその効力を生ずる。

(協定の廃止)

第10条 熊本県11市災害時相互応援に関する協定(平成14年9月30日締結)は、前項の日をもって廃止する。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書14通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 熊本県都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、熊本県都市災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに規定する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市(以下「応援要請市」という。)の負担とし、その他の経費は応援を要請された市(以下「応援市」という。)の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に規定する応援に要する経費については、購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号に規定する応援に要する経費については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に規定する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)に関する旅費及び諸手当は、応援市の職員について適用される条例等の規定に基づき算出される範囲内の額を応援要請市が負担する。
- (2) 応援職員が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費負担等については、応援要請市と応援市が協議して決める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長にあてて行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担)

第5条 協定第3条第2号に規定する自主応援活動に要する経費については、応援市が負担する。

(応援職員)

第6条 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行する。

3 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他便宜を供与する。

(その他の応援)

第7条 協定第1条第5号に掲げる応援業務については、応援要請市と応援市が協議して行う。

(連絡担当部局)

第8条 協定第6条の規定に基づく連絡担当部局の課名、担当責任者及びその代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項は、熊本県都市防災連絡協議会の当該年度開催市がとりまとめるものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定実施細目は、平成20年4月23日から効力を生じる。

(協定実施細目の廃止)

第10条 熊本県11市災害時相互応援に関する協定実施細目(平成14年9月30日締結)は、前項の日をもって廃止する。

(協議)

第11条 この協定実施細目により難しい事項及び定めのない事項については、協定に係る市がその都度協議して定める。

この協定実施細目の締結を証するため、本書14通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年4月23日

## 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定

熊本県市長会（以下「甲」という。）と熊本県町村会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における甲、乙に所属する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 甲、乙に所属する市町村（以下「協定市町村」という。）は、その区域において地震等の災害に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。

### （応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

### （応援要請の手続き）

第 3 条 被災市町村が応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし、第 7 条に規定する連絡担当部局を通して、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名数量等
- （3）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被市町村は、後日必要事項を記載した文書を速やかに要請先市町村（以下「応募市町村」という。）に対し送付しなければならない。

(応援の実施)

第4条 応募市町村は、前条の要請に応じて応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

3 自主応援した市町村は、応援内容等を被市町村に連絡するものとする。

4 自主応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

(応援活動の指揮)

第5条 被災市町村における各種応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定実施項目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結。以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担)

第2条 協定第2条第1号から第3号までに規定する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）の負担とし、その他の経費は応援市町村（協定第3条に規定する応援市町村をいう。）の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に規定する物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号に規定する車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第2条第4号に規定する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）に関する旅費及び諸手当は、応援市町村の職員について適用される条令等の規定に基づき算定される範囲内の額を応援要請市町村が負担する。
- (2) 応援職員が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市町村が、応援要請市町村の往復の途中において生じたものについては応援市町村が賠償の責めを負うものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費負担等については、応援要請市町村と応援市町村が協議して定める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市町村の長による請求書に關係書類を添付して、協定第7条に規定する連絡担当部局を経由して応援要請市町村の長に行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担)

第5条 協定第4条第2項に規定する自主応援活動に要する経費については、自主応援した市町村が負担するものとする。



(応援職員)

第6条 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

3 被災市町村は、被害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他便宜を供与するものとする。

(その他の応援)

第7条 協定第2条第5号に掲げる応援については、応援要請市町村と応援市町村が協議して行う。

(協議)

第8条 この協定実施細目により難しい事項及び定めのない事項については、協定市町村がその都度協議して定める。

この協定実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

## 資料 9

熊本県建設業協会荒尾支部

平成18年3月29日締結

### 災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市に於ける自然災害に対して、熊本県建設業協会荒尾支部会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、荒尾市(以下「甲」という。)と社団法人熊本県建設業協会荒尾支部(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、荒尾市で災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲に於ける迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

#### (災害の定義)

第2条 災害対策基本法2条第1号に掲げる災害をいう。

#### (協力要請)

第3条 甲は、第1条の目的を達成する為に、乙の協力が必要と認めるときには、乙に協力を要請する。

- (1) 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- (2) 甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- (3) 甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- (4) 甲は、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことが出来るものとする。

#### (活動の内容)

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- (2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。
- (3) 応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員(以下「職員」という。)の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙あてに文書によるものとする。

2 前項によりがたい場合は、口頭で要請できるものとし、要請後速やかに甲は乙に文書で通知する。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出動に係わる費用については有償とし、別途精算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動は、乙のボランティア活動として行い、事故等については乙の責任において対処する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とし、有効期間満了日までに双方又は、いずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定を証するためにこの協定書2通を作成し、甲乙両者記名捺印の上各1通を保有する。

## 災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾商工会議所（以下「乙」という。）は、災害時における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に支援協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な気象現象による災害をいう。
- （2）災害時 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- （3）支援 災害時及び日常生活を営む上で必要な援助であり、乙が調達可能な物資の供給及び援助可能な活動をいう。

### （連絡窓口）

第3条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民福祉部くらしいきいき課、乙においては荒尾商工会議所総務課とする。

### （協定事項の発効）

第4条 この協定に定める災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （支援の要請及び報告）

第5条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

- 2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、甲に対し優先的に支援を行うよう努めるものとする。

する。

- 4 乙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(物資等の引渡し)

第6条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により、物資等を運搬する車両を優先車両として運行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第7条 第5条の規定により、乙が実施した支援にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準として、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 資料 1 1

荒尾市管工事協同組合  
平成 2 1 年 4 月 2 7 日締結

### 災害発生時における水道支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害その他の災害に対して、荒尾市管工事協同組合員等からの情報提供及び組合員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を迅速かつ円滑に実施するため、荒尾市水道局（以下「甲」という。）と荒尾市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、市民のライフラインである水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害が発生した初期段階において、乙に所属する組合員等の情報提供や保有する機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

#### （災害の定義）

第 2 条 災害とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に掲げる災害をいう。

#### （協力要請）

第 3 条 甲は、第 1 条の目的を達成する為に、乙の協力が必要と認めるときには、乙に協力を要請することができる。

- (1) 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- (2) 甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- (3) 甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動内容等を勘案して、乙の組員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- (4) 甲は、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の組合員に直接協力要請を行うことができるものとする。

#### （活動の内容）

第 4 条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- (2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。
- (3) 応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市水道局職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行なう。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第 1 条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続)

第5条 第3条の要請は、乙あてに文書によるものとする。

- 2 前項によることが困難なときは、口頭又は電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、優先して災害応急活動に協力するものとする。

(体制の確立)

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに対処するため、事前に応急活動時の組織・動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

(活動の報告)

第7条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第8条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

- 2 甲の要請に基づき、乙が応急復旧工事を実施した場合に要する経費は、災害時等における宅内給水装置の復旧等所有者の負担に帰すべき経費を除いて有償とし、別途精算する。
- 3 前項の経費は、乙が応急対策に参加した乙の組合員を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

(活動中の事故対応)

第9条 支援活動は、乙のボランティア活動として行い、事故等については、乙の責任において対処する。

(損害賠償)

第10条 応急復旧工事により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

(訓練)

第11条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙はこれに積極的に参加するものとする。

(他都市への応援)

第12条 他都市に災害が発生した場合において、他都市へ応援するときは、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間満了日までに双方又は、いずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各その1通を保有する。



## 災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援について次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙が甲に支援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な気象現象による災害をいう。
- （2）災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。

### （支援の内容）

第3条 この協定に定める災害時の支援内容は、災害時において、乙が調達可能な飲料水の供給とし、次に掲げるとおりとする。

- （1）乙は、甲に対し、甲の管内に所在する乙の営業所の流通倉庫から飲料水の優先的な供給を行う。ただし、この場合の飲料水は、有償にて供給する。
- （2）乙は、甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水を甲に無償で供給する。
- （3）乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

### （連絡窓口）

第4条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲の市民福祉部くらしいきいき課及び乙の荒尾営業所とする。

### （協定事項の発効）

第5条 この協定に定める災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(支援の要請及び報告)

第6条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段によって運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料水を運搬する車両を優先車両として運行できるように配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第8条 第3条第1号の規定により、乙が実施した支援に係る費用は、甲が負担するものとし、乙の適切な請求により、甲が支払うものとする。

2 前項に規定する費用に係る飲料水の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議の上決定する。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 資料13

荒尾シティプラン株式会社／荒尾商業開発株式会社

平成23年4月14日締結

### 災害時における支援に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾シティプラン株式会社（以下「乙」という。）、荒尾商業開発株式会社（以下「丙」という。）は、荒尾市内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において甲が乙、丙に支援協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、地震、風水害、武力攻撃その他の原因により甚大な被害を及ぼす災害とする。

#### （支援の範囲及び緊急避難場所指定）

第3条 乙、丙が所有又は管理する土地及び施設を緊急避難施設として災害関係車両及び一般車両の駐車場並びに市民の一時的避難施設として甲に使用させるものとする。

2 甲が使用する施設は、原則として駐車場及び施設内の多目的ホールとする。ただし、災害の規模及び市民の避難状況によっては、甲、乙、丙協議のうえ、その他の施設についても、乙、丙は、甲に対し支援するものとする。

3 甲は、次に掲げる施設を緊急避難場所として指定するものとする。

（1）施設名称 あらおシティモール

（2）所在地 熊本県荒尾市緑ヶ丘1丁目1番地1

#### （支援の要請）

第4条 甲は、大規模災害時において支援の必要があると認めるときは、乙、丙に対し、前条に掲げる緊急避難場所となる駐車場の一部及び施設の一部を一時避難施設として使用することを要請することができる。ただし、乙、丙が被災したときはこの限りではない。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙、丙は、前項に掲げる要請を受けたときは、乙、丙の事業運営を阻害しない範囲において、駐車場及び施設を一時的な避難施設として使用させるものとする。

(使用期間)

第5条 前条第3項に掲げる施設を一時的な避難施設として使用する期間は、甲が災害対策本部を設置し、乙、丙に要請を行ったときから、概ね一週間とし甲、乙、丙協議のうえ決定をするものとする。

(費用の負担)

第6条 乙、丙が協定に基づく要請により要した費用は、乙、丙の負担とする。  
2 乙、丙が当該避難施設を甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、甲、乙、丙協議のうえ、甲が負担するものとし、乙、丙の請求により、甲が支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民環境部くらしいきいき課、乙においては荒尾シティプラン株式会社事務所、丙においては荒尾商業開発株式会社事務所とする。

(情報交換)

第8条 甲と乙、丙は、平常時から相互の連絡体制及び支援についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定の定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙、丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 荒尾市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と荒尾市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 7 7 条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

### （応援内容）

第 1 条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

### （被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第 2 条 荒尾市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と荒尾市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を荒尾市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

### （応援の実施）

第 3 条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

### （応援要請の手続）

第 4 条 市長は、荒尾市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局菊池川河川事務所に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－ 1 の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた荒尾市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 荒尾市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

（1）災害初動時に第1条（1）、（2）及び（3）の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

（2）第1条（4）及び（5）の応援を行う場合

原則として荒尾市の負担とするが、第1条（4）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第7条 九州地方整備局企画部防災課及び菊池川河川事務所調査・品質確保課と荒尾市くらしいきいき課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、荒尾市においてはくらしいきいき課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年7月25日から適用する。

別紙-1	大規模な災害時の応援について（要請）第4条関係	省略
別紙-2	大規模な災害時の応援について（通知）第4条関係	省略
別紙-3	大規模な災害時の応援について（通知）第5条関係	省略

## 災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）とNPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における支援について次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。



2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と南九州ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援について次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙が甲に支援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な気象現象による災害をいう。
- （2）災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。

### （支援の内容）

第3条 この協定に定める災害時の支援内容は、災害時において、乙が調達可能な飲料水の供給とし、次に掲げるとおりとする。

- （1）乙は、甲に対し、甲の管内に所在する乙の営業所の流通倉庫から飲料水の優先的な供給を行う。ただし、この場合の飲料水は、有償にて供給する。
- （2）乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

### （連絡窓口）

第4条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲の市民環境部くらしいきいき課及び乙の大牟田営業所とする。

### （協定事項の発効）

第5条 この協定に定める災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(支援の要請及び報告)

第6条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段によって運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料水を運搬する車両を優先車両として運行できるように配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第8条 第3条第1号の規定により、乙が実施した支援に係る費用は、甲が負担するものとし、乙の適切な請求により、甲が支払うものとする。

2 前項に規定する費用に係る飲料水の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議の上決定する。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 資料 17

荒尾市建設業協会

平成23年8月18日締結

### 災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害に対して、荒尾市建設業協会会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、荒尾市で災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

#### （災害の定義）

第2条 災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。

#### （協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときには、乙に協力を要請する。

- (1) 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- (2) 甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- (3) 甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- (4) 甲は、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

#### （活動の内容）

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- (2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。
- (3) 応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙あてに文書によるものとする。

2 前項によりがたい場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに甲は乙に文書で通知する。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出動に係わる費用については有償とし、別途清算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動は、乙のボランティア活動として行い、事故等については乙の責任において対処する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定有効期間は、締結の日から一年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 資料 18

キュウセツ AQUA 株式会社／キュウセツ荒尾無線クラブ

平成25年7月2日締結

### 災害時における支援に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社九州設備公社（以下「乙」という。）及び荒尾事業所で設立したキュウセツ荒尾無線クラブ（以下「丙」という。）は、荒尾市内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において甲が乙及び丙に支援協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、地震、風水害、武力攻撃その他の原因により甚大な被害を及ぼす災害とする。

#### （支援の内容）

第3条 この協定に定める支援の内容は、大規模災害時において甲の要請により、丙がアマチュア無線を活用し、電波法第52条の4で規定する非常通信を実施し、被害情報の収集及び災害情報の発信を行う。この際、乙が支援するアマチュア無線クラブのネットワークの活用を行う。

2 乙及び丙がアマチュア無線により得た災害情報はとりまとめを行い、甲の災害対策本部へ報告する。

#### （情報の提供）

第4条 乙及び丙は、甲から要請がなくても必要と思われる災害情報については、甲に提供することができるものとする。

#### （情報の守秘義務）

第5条 乙及び丙は、地方公務員法第34条の規定に準じ、この協定の業務による知り得た災害情報等を他人に漏らしてはならない。

#### （連絡窓口）

第6条 この協定の業務に関する窓口は、甲の市民環境部くらしいきいき課及び丙のキュウセツ荒尾無線クラブとする。

(協定事項の発効)

第7条 この協定に定める大規模災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、丙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(支援の要請及び報告)

第8条 甲は、大規模災害時において支援の必要があると認めるときは、丙に要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙及び丙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及びその他この協定の業務についての情報交換を行い、大規模災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲が乙に対して委託する荒尾市浄水センター等運転管理業務委託期間と同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 災害に係る情報発信等に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 荒尾市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風等その他の災害に備え、甲が市民及び通勤、通学、観光等により市内に滞在する者に対し必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、指定避難所の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、避難勧告等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の被害情報、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に提供するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのウェブリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。



- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口なる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に係る旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならない。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

## 避難所施設利用に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校（以下「乙」という。）との間において、災害時における甲の避難所として乙の避難所  
に関し協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館等（以下「体育館等」という。）を災害時における甲の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難場所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、体育館等の施設を指定し、地域住民に周知するものとする。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 第1体育館
- (2) 第2体育館
- (3) 武道場
- (4) 第2野外便所

### （避難場所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を連絡するものとする。

2 甲及び乙は、夜間、休日を問わず避難所を速やかに開設できるよう、体育館等の鍵の管理等について、あらかじめ定めておくものとする。

### （避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、乙の業務に支障が出る場合は、避難所の使用を中止する。

### （費用負担等）

第5条 甲は、避難所の施設運営に係る費用を負担する。

2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しない。

(開設期間)

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に申し出るものとする。

(原状復旧)

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において現状に復するものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間については、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙からの契約の申出がないときは、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれの記名押印の上各1通を保有するものとする。

## 覚 書

大牟田市（以下「甲」という。）及び荒尾市（以下「乙」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校（以下「丙」という。）との間において、災害時における甲及び乙の避難所として丙の施設に関し締結した「避難所施設利用に関する協定書」に関して次のとおり定める。

### 記

#### 第2条第2項関係

避難所として開放する施設は以下のとし詳細は別紙1及び2のとおりとする。

(1) 第1体育館

体育室、便所、更衣室、トレーニングルーム、ミーティングルーム

(2) 第2体育館

体育室、便所

(3) 武道場

剣道場、柔道場

(4) 第2屋外便所

#### 第3条第1項関係

1 避難所開設については、原則甲から要請するものとし、連絡先は下記のとおりとする。

(1) 平 常 時 有明工業高等専門学校総務課総務係

(2) 夜間・休日 第1優先 門衛所 第2優先 総務課総務係

2 丙は、人事異動等で連絡先が変更になった場合は、甲及び乙に速やかに連絡しなければならない。

#### 第3条第2項関係

夜間・休日における避難所の鍵は、兵の門衛所において管理する。

#### 第4条第1項関係

運営に必要な人員の手配、物資の供給等は甲乙協議のうえ速やかに決定する。

#### 第6条関係

甲及び乙は、他の避難場所へ移動可能な場合は速やかに丙の避難所を閉鎖する。

#### 第7条関係

原状復帰の費用は、全費用を甲及び乙の避難者数で案文し、甲乙それぞれで負担する。

## 災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と公益社団法人熊本県トラック協会（以下「乙」という。）は、地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における（以下「災害時」という。）物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。なお、この協定の締結にあたり、荒尾・玉名地域の防災・危機管理等の業務を行う熊本県北広域本部玉名地域振興局を立会人とする。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害時の物資等の緊急輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

### （災害の対象）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）荒尾市地域防災計画に基づき、荒尾市災害対策本部が設置される状況下での災害
- （2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第 1 7 2 条第 1 項に規定する緊急処理事態に係る被災
- （3）前 2 号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

### （協力要請）

第 3 条 甲は、災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対して、事業用車両等による緊急輸送を要請することができるものとし、乙は、輸送事業者等の生命に危険を及ぼす等の特別の理由がない限り、これに協力し、運送事業者通常業務に優先して行うものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第 1 号）をもって業務の内容、期間等を明記して行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を交付するものとする。

3 乙は、前項からの協力要請を受けて、乙の構成員（以下「会員」という。）であり、荒尾・玉名地域に事業所を有する会員で構成する熊本県トラック協会玉名支部（以下「玉名支部」という。）に対して物資等の緊急輸送を文書（様式 1 の 2 号）により速やかに通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに玉名支部に対し文書を交付するものとする。

なお、連絡先窓口（担当者）及び電話番号等については、甲乙双方が別表 1 の様式により状況について、事前に調整し連絡すること。

(業務の内容)

第4条 本協定により甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 瓦礫の輸送など甲が必要とする応急対策業務
- (4) 物流専門家によるアドバイザー業務

(業務報告)

第5条 玉名支部は、第3条の規定により第4条の業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに文書(様式第2の2号)により乙に対し業務実施内容を報告するものとする。報告を受けた乙は、その業務実施内容を速やかに文書(様式第2号)により甲に対し報告する。

(事故等)

第6条 乙の提供した事業用車両が故障その他の理由により物資等の緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用車両を交換してその輸送を継続しなければならないものとする。

- 2 乙の輸送の依頼を受けた乙の会員である一般貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)は、提供した事業用車両等の運行に際し、傷病又は死亡事故等が発生したときは、乙を経由して甲に対して速やかにその事故等の状況を文書(様式第3号)により報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 第3条の規定による甲からの要請に基づき、乙が事業用車両等の提供に要した費用である第4条第1号から第3号までに規定する運賃、作業にかかる人件費、有料道路通行料、駐車場使用等の実費負担額については、甲が負担する。

- 2 前項の費用の算出方法については、災害発生前に貨物自動車運送事業者報告規則(平成2年運輸省令第33号)第2条の2の規定により、運送事業者が届け出た運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して決定するものとする。
- 3 第4条第4号の物流専門家の派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について運送事業者からの物資等の緊急輸送に係る請求(様式第4号の1及び様式第4号の2)により甲に請求し、甲は、運送事業者の請求(様式第5号)に基づき、速やかに乙の依頼を受けた運送事業者に対して費用の支払いをするものとする。

(補償)

第9条 甲は、第3条の規定による甲からの要請に基づき緊急輸送に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)、その他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒尾市くらしいきいき課長、乙においては、公益社団法人熊本県トラック協会事務局長とする。

(協議)

第11条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は平成26年9月29日からその効力を有するものとし、甲乙双方、あるいは甲又は乙のいずれか一方からの文書による終了の通知がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・立会人各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

《様式》 省略

様式第1号	災害時における物資等の緊急輸送の業務への協力要請について
様式第1の2号	災害時における物資等の緊急輸送業務の要請について
様式第2号	災害時における物資等の輸送業務の実施状況の報告について
様式第2の2号	災害時における物資等の輸送業務の実施状況の報告について
様式第3号	傷病・死亡者の状況
様式第4号の1 絡)	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る請求について（ご連
様式第4号の2	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る一覧表
様式第5号	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る請求書

## 資料 2 2

株式会社フレッシュ・ウォーター三池

平成 2 7 年 7 月 1 4 日締結

### 非常時等における相互協力に関する協定書

荒尾市企業局（以下「甲」という。）と株式会社フレッシュ・ウォーター三池（以下「乙」という。）は、自然災害または水質事故などを含む非常時（以下「非常事態」という。）が発生し、甲または乙の水道事業に影響が発生する可能性がある場合において、非常事態による影響を最小限に留めるための相互応援に関して、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （協力内容）

第 1 条 協力内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）応援職員の派遣
- （2）応援復旧の実施
- （3）応急給水と資機材の支援
- （4）浄水の相互融通
- （5）その他必要な協力内容として、甲乙合意したもの

#### （協力要請）

第 2 条 非常事態及び非常事態となるおそれのある場合において前条の協力要請をするときは、次に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は口頭等により養成を行い、後日、文書を提出するものとする。

- （1）非常事態の状況及び協力要請の理由
- （2）必要とする協力の内容および期間
- （3）その他必要な事項

#### （協力の諾否）

第 3 条 甲または乙が、第 2 条に基づき協力要請を受けた場合は、可能な協力の範囲及び内容を速やかに相手側に通知する。

#### （費用負担）

第 4 条 協力に要した費用は、協力を受けたものの負担とする。その負担額はかかる協力内容の市場価格を斟酌し、甲乙間の協議のうえ定めるものとする。



(連絡体制および協力資機材等の把握)

第5条 甲および乙は、相互協力の円滑な実施及び非常時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握し、相互に定期的に確認するものとする。

- (1) 連絡担当課の責任者及び副責任者
- (2) 非常事態等における応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 浄水の相互融通の方法

(有効期間)

第6条 本協は、締結の日から1年間有効とし、期間満了の1ヶ月前までに何れかの当事者からも特段の意思表示がない場合、この協定は更新したものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 本協定の実施に関して必要な事項、及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、有明圏域定住自立圏内の市町（以下「圏域内市町」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、圏域内市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、圏域内市町が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

### (応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

第3条 被災市町の長は、圏域内市町の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を受けた被災市町の長は、応援を実施した圏域内市町の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

### (応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた圏域内市町の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

### (自主応援)

第5条 被災市町の長からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた圏域内市町の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする圏域内市町の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町の長に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、応援を受けた圏域内市町で負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた被災市町の求めにより応援した圏域内市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係圏域内市町間で協議して定める。

(情報の交換等)

第7条 圏域内市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

## 災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、荒尾市内において地震、風水害等による大規模災害が発生した場合において、荒尾市内でボランティア活動を行う団体、個人を支援する災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （センター等の設置）

- 第1条 甲は乙と協議し、センターの設置が必要であると判断したときは、乙にセンターの設置を要請し、乙は、その要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。
- 2 乙は著しく被害を受けた地域に、センターの現地事務所を設置する必要があると認められるときは、甲に現地事務所の設置を要請することができる。
- 3 甲は、乙から前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を検討し、乙に提供するものとする。

### （センターの設置場所）

- 第2条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち救援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲は、これに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

### （センターの運営）

- 第3条 センターの運営は、乙が行うものとする。
- 2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙は、確保した人員では不足すると判断した場合は、甲と協議し、その補充に努める。

### （センターの業務）

- 第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 災害ボランティアの受付
  - (2) 災害ボランティアニーズの需給調整等
  - (3) 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
  - (4) 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
  - (5) 荒尾市災害対策本部との連絡調整
  - (6) その他災害ボランティア活動に必要な業務

### （被災状況等の連携）

- 第5条 甲は、乙が被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。
- 2 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(資機材等の確保)

第6条 甲及び乙は、センターの運営及びボランティア活動等に必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第7条 センターの運営に関して次に掲げる費用については、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

- (1) 資機材等の購入に要する費用
- (2) ボランティア活動保険の保険料
- (3) その他甲がセンターの運営に特に必要と認める費用

2 前項の費用について、甲以外の関係機関等からの助成や現物給付等を受けることができる場合は、同項の規定にかかわらずこれを充当するものとし、その額を差し引いた費用について甲が負担するものとする。

(センターの閉鎖)

第8条 センターの閉鎖は、被災地域の復旧状況等を勘案して、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

## 災害時における放送要請に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社有明ねっこむ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における甲から乙に対する放送要請に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「災害」とは、甲の市域において発生した法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「災害放送」とは、乙が、甲の要請に基づき、他の放送に優先して行う、臨時の放送をいう。
- (3) 「緊急割込放送」とは、甲の主体的な判断に基づき、甲が放送中の番組に割り込んで行う緊急放送をいう。

### （放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し、放送を要請することができる。

### （要請の手続）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、業務上の支障、その他やむを得ない事由がない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、甲が要請書によって災害放送を依頼したときは、その趣旨を変更せず放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

### （放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

- 2 甲は、乙の放送局の職員が不在のとき、災害発生状況や避難情報などの周知のため、緊急的に放送することが必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、緊急割込放送を行うものとする。
- 3 第2条第3号及び前項に定める緊急割込放送を行う事項については、甲乙協議の上、別に定める。
- 4 甲は、緊急割込放送を行ったときは、その内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。緊急割込放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。
- 5 甲は、乙から提供する緊急割込放送に係る手順書等について、その重要性を認識し、機密情報として取り扱うものとする。また、甲は、乙に対し、その手順書等の機密保持について誓約書を提出するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

- 2 前項の連絡責任者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 災害放送の実施に当たり乙が必要とする費用の負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(臨時災害放送局)

第8条 大規模災害が発生し、甲が、臨時災害放送局の開設をするため、当該放送局免許を取得したときは、甲は当該放送局の維持管理に関する業務を乙に委託するものとする。当該業務に必要な費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも、解約その他の申し出がないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

## 資料26

荒尾市建設業協会（一部変更）

平成28年11月4日締結

### 災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定書

平成23年8月18日付けで荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市建設業協会（以下「乙」という。）との間に締結した災害発生時における支援活動に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

災害発生時における支援活動に関する協定書（土地改良施設等）

第4条第1項第3号をつぎのように改める。

（3）道路、河川等の応急復旧工事を行う。

第4条第1項に次の1号を加える。

（4）土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、原協定書とともに各自その1通を所持する。



## 災害発生時における相互協力に関する協定

荒尾市(以下「甲」という。)と荒尾市内郵便局(以下「乙」という。)は、荒尾市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

### (定義)

第 1 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

### (協力要請)

第 2 条 甲及び乙は、荒尾市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請するものとする。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付並びにこれらを実行するための必要な事項 (被災者に対するお客さま確認シート(配達先届)又は転居届の配布、回収を含む。)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### (協力の実施)

第 3 条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### (経費の負担)

第 4 条 第 2 条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、協力要請した者が負担するものとする。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲

乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 荒尾市市民環境部 ぐらしいいき課長

乙 日本郵便株式会社 荒尾緑ヶ丘郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

(協定書の作成)

第10条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

附 則

平成11年6月29日に締結した「災害時における荒尾市、荒尾市内郵便局間の相互協力に関する覚書」については、この協定の締結をもって、その効力を失う。

(別表)

郵便局一覧(別表)

通番	局名	住所	電話番号
1	荒尾緑ヶ丘郵便局	荒尾市緑ヶ丘二丁目3-1	66-1705
2	荒尾新生郵便局	荒尾市増永2000-8	62-1706
3	荒尾桜山郵便局	荒尾市桜山町三丁目11-15	68-0842
4	荒尾四ツ山郵便局	荒尾市四ツ山町三丁目7-34	62-1703
5	荒尾倉掛郵便局	荒尾市下井手193-38	66-1702
6	荒尾打越郵便局	荒尾市荒尾711-4	62-1701
7	荒尾万田郵便局	荒尾市万田537-6	62-1707
8	府本郵便局	荒尾市八幡台二丁目9-5	68-0042
9	荒尾郵便局	荒尾市大正町二丁目1-11	63-0042

## 資料 28

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

平成30年3月16日締結

### 災害時における復旧支援協力に関する協定

荒尾市企業局（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管理業協会（以下「乙」という。）とは、自身等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

#### （復旧支援協力）

第2条 甲は、乙に対して災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の被害調査、応急復旧のために必要な業務
  - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は荒尾市企業局総務課、乙の連絡窓口を公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部とする。
- 3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出ものとする。
- 4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

#### （費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用については、甲乙協議のうえ決定することとし、当該費用については甲が負担するものとする。

#### （報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、下水道管理施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### （定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、荒尾市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、荒尾市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

## 資料30

熊本県立岱志高等学校

平成30年10月31日締結

### 災害発生時における学校施設の受援対応施設利用に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と熊本県立岱志高等学校（以下「乙」という。）とは、災害発生時において甲が荒尾市地域防災計画に基づき設置する、他地域からの支援が行われた場合の受援対応施設（以下「受援対応施設」という。）としての学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を受援対応施設として利用するうえでの基本的事項を定めることを目的とする。

#### （覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を受援対応施設として利用することについて乙と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う受援対応施設運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に関する事項
- (2) 他機関との連携に係る事項
- (3) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (4) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (5) 甲が実施する受援対応施設開設等訓練及び研修に係る事項
- (6) 第7条に規定する教育活動への配慮に係る事項
- (7) 第8条第2項に規定する損害賠償及び第9条に規定する費用負担に係る事項
- (8) その他必要な事項

#### （対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害とは、地震、風水害その他の原因により甚大な被害を及ぼす災害とする。

#### （支援の範囲及び受援対応施設指定）

第4条 乙は、災害発生時において甲から要請があった場合は学校施設を受援対応施設として甲に利用させることができる。

2 甲は、次に掲げる施設を受援対応施設として指定するものとする。

- (1) 施設名称 熊本県立岱志高等学校
- (2) 所在地 熊本県荒尾市荒尾2620番地1

3 甲が利用する施設は、原則として第二体育館及び第二体育館横駐車場とする。ただし、災害の規模及び物的支援の状況によっては、甲、乙協議のうえ、その他の施設についても乙は甲に対し支援するものとする。

#### （支援の要請、使用許可）

第5条 甲は、災害発生時において支援の必要があると認めるときは、乙に対し、前条に掲げる施設を受援対応施設として使用することを要請することができる。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

2 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を受援対応施設として利用する場合は、乙が地方自治法第238条の4第7項の規程により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例（昭和39年条例第23号）第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

（設置運営）

第6条 受援対応施設の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。  
2 受援対応施設の設置運営について、乙は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務等の教育活動に支障のない範囲で甲を支援するものとする。

（設置の期間）

第7条 受援対応施設の設置の期間（以下「期間」という。）は、甲が災害対策本部を設置し、乙に要請を行ったときから、概ね一週間とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動に支障のないよう配慮するとともに、乙の学校施設の受援対応施設としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

（受援対応施設の終了、損害賠償）

第8条 甲は、乙の学校施設の受援対応施設としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。  
2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

（費用負担）

第9条 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民環境部くらしいきいき課交通防災係、乙においては熊本県立岱志高等学校教頭とする。

（情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び支援についての情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定の定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。



## 災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所等利用に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と県立荒尾支援学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において甲が荒尾市地域防災計画に基づき設置する福祉子ども避難所（緊急避難場所を含む。以下「福祉子ども避難所等」という。）としての学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を福祉子ども避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

### （覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を福祉子ども避難所等として利用することについて乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入対象者及び受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う福祉子ども避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する福祉子ども避難所等開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

### （設置運営）

第3条 福祉子ども避難所等の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。

2 福祉子ども避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務に支障のない範囲で甲を支援するものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや福祉子ども避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に福祉子ども避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。

4 甲は、福祉子ども避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

(設置の期間)

第4条 福祉子ども避難所等の設置の期間(以下「期間」という。)は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学校施設の福祉子ども避難所等としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(福祉子ども避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の福祉子ども避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を福祉子ども避難所等として利用する場合は、校長は地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例(昭和39年条例第23号)第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、更に1年間この協定を延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他福祉子ども避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民環境部くらしいきいき課交通防災係、乙においては熊本県立荒尾支援学校教頭とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

## 資料 3 2

荒尾市職員退職者会  
平成 3 1 年 3 月 2 6 日締結

### 避難所運営の応援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市職員退職者会（以下「乙」という。）とは、避難所運営の応援に関し、次のとおり協定する。

#### （趣旨）

第 1 条 この協定は、甲が地震、風水害その他の災害及び危機事案が発生し、又は発生するおそれがあるときに開設する避難所の運営に対して、乙から受ける避難所運営の応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定める。

#### （応援を受ける時期及び時間）

第 2 条 乙は、甲による避難所運営が 7 2 時間を超えた場合において、甲の要請により応援を行うものとする。

2 応援を行う時間は、午前 8 時から午後 6 時までの間とし、甲、乙調整の上、決定するものとする。

#### （応援内容）

第 3 条 乙は、甲が行う避難所運営の補助として、次に掲げる事項について応援を行うものとする。

- （1） 避難者の受付に関すること。
- （2） 避難所内における避難者の誘導に関すること。
- （3） その他避難所運営に関すること。

#### （応援人数）

第 4 条 応援に当たる者の人数（以下「応援人数」という。）は、一避難所当たり、原則 2 名までとする。この場合において、応援人数及び派遣する避難所については、甲、乙協議の上、調整するものとする。

#### （連絡責任者）

第 5 条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては荒尾市市民環境部くらしいきいき課長、乙にあつては荒尾市職員退職者会事務局長とする。

(応援に当たる者の報告)

第6条 乙の連絡責任者は、応援に当たらせる者が決定次第、甲の連絡責任者に人数及び氏名等を報告するものとする。

(費用)

第7条 応援に係る費用は、無償とする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び避難所の応援についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、この協定の締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1月前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、更に、1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

## 資料33

生活協同組合くまもと  
令和2年3月23日締結

### 見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と生活協同組合くまもと（以下「乙」という。）は、乙が実施する荒尾市見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲は乙の協力のもと、地域住民の安否及び異変の早期発見並びに早期対応に向けた見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安全・安心して暮らせる地域を実現する事を目的とし、災害時における応急生活物資供給等に関する甲と乙の相互の協力について、必要な事項を定めるものとする。

#### 【見守り活動に関する項目】

##### （見守り活動の実施等）

第2条 乙は、業務活動の中で地域住民の異変や生活上の支障等に気付いた場合、その情報を甲に連絡するものとする。

2 乙は、道路の異常や不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合、その情報を甲に連絡するものとする。

3 乙は、地域住民の安全保護の上で緊急を要すると判断した場合は、直接消防署及び警察署に通報を行うものとする。

4 乙は、乙の職員又は組合員に対して、この協定の趣旨を周知し、見守り活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

5 甲は、乙からの連絡又は通報を受けたときは、延滞なく、関係機関と連携して必要な対応を行うとともに、その結果を乙に連絡するものとする。

##### （個人情報の保護）

第3条 乙は、本協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他人に漏らしてはならない。また、この協定を解除した後においても同様とする。

##### （免責事項）

第4条 乙は、連絡又は通報に過誤があった場合及び連絡又は通報を行うことができなかった場合であっても、甲からその責任を問われることはないものとする。

## 【災害時における応急生活物資供給等の協力に関する項目】

(協力の内容)

第5条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して、物資の提供について要請することができ、乙は甲から要請を受けた時は、乙が保有する応急生活物資を、積極的に甲に提供するよう協力を努めるものとし、必要に応じて物資の調達及び安定供給に努めるものとする。

2 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、状況により異なるが、乙が保有する物資とする。

(要請の手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、原則として甲又は乙が指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第5条及び前条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 引渡し前に生じた物資の亡失、毀損等は乙の負担とする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は、災害時において、住民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の生活物資の価格及び供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して住民に対し物価等の生活情報について迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定めるもののほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他法令を遵守するものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも期間満了の一ヶ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容を一年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自1通を保有する。

### 災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）とオーム乳業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料等の供給支援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙が甲に支援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な気象現象による災害をいう。
- （2）災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。

（支援の内容）

第3条 この協定に定める災害時の支援内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）乙は、甲に対し、乙の本社工場の流通倉庫から調達可能な飲料及び殺菌水の優先的な供給を行う。
- （2）乙は、速やかに支援体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲の市民環境部防災安全課及び乙の本社工場とする。

（災害時支援の発動）

第5条 この協定に定める災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援の要請及び報告）

第6条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

- 2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 3 乙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。



(飲料及び殺菌水の引渡し)

第7条 飲料及び殺菌水の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段によって運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料及び殺菌水を運搬する車両を優先車両として運行できるように配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第8条 第3条第1号の規定により乙が実施した支援に係る費用は、甲が負担するものとし、乙の適切な請求により、甲が支払うものとする。

2 前項に規定する費用に係る飲料及び殺菌水の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議の上決定する。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から飲料及び殺菌水の供給並びに相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 資料35

九州電力送配電株式会社  
令和2年12月16日締結

### 災害復旧に関する覚書

荒尾市（以下「甲」という）と九州電力送配電株式会社 大牟田配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

#### 1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部(対策部)が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

#### 2 連絡体制

甲		乙	
荒尾市 防災安全課		停電状況等 (情報窓口)	広報班 (営業グループ) TEL: 0944-53-7073 FAX: 0944-57-6415 Mail: fuku_237@kyuden.co.jp
TEL: 0968-63-1395	↔	停電復旧 (道路啓開等)	復旧班 (配電技術グループ) TEL: 080-1739-3225 FAX: 0944-53-7071 Mail: hisai-oomuta-haiden@kyuden.co.jp
FAX: 0968-63-1169			
Mail: bouan@city.arao.lg.jp			

(注) 電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない

#### 3 提供する情報

停電状況、停電復旧、道路啓開等の情報連絡については、電話、ファックス、メールにより行う。

その他情報については、必要に応じて双方で情報連絡を実施する。

(参考)

- 行政区別の停電情報については、九州電力送配電ホームページでも参照可能
- 荒尾市の災害情報については、荒尾市役所ホームページでも参照可能

#### 4 道路啓開

(1) 倒木等時の道路啓開

- ・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電氣的安全対策を施した上で処理する。
- ・乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

## (2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・乙の設備により甲が管轄する道路において巡回等で交通支障が発生又は発生する恐れがある箇所を発見した場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。
- ・ただし、大規模な設備被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同程度となった場合、甲は乙に了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

## 5 復旧作業に関する事項

### (1) 電力復旧の考え方

- ・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

### (2) 高圧(低圧)発電機車設置についての事前調整

- ・配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

### (3) 施設利用に関するその他事項

- ・乙が停電復旧に伴い乙が使用する車両（他所からの応援）の待機場所が必要な場合は、甲の施設を車両待機場所等として利用できるよう甲と乙で調整する。その他事項についても、別途協議する。

## 6 協力の範囲について

- ・各項に記載された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

## 7 その他

- ・この覚書に定める事項に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。
- ・この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- ・この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

## 災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をしたときは、納付書を添え必要数量納入するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）、その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償されるものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 災害時における物資供給に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

### （要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）荒尾市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）荒尾市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達のあっせんを要請され、又は特に必要を認めてあっせんを行うとき。

### （協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）供給要請対象物資一覧（別紙1）に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、次条に規定する措置を採るものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （費用）

第7条 物資の供給に係る費用（引渡しまでの運賃を含む。以下同じ。）の額は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の供給については、供給時における適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。



(運搬及び引渡し)

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を荒尾市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭又は電話等で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬及び供給するときは、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急通行車両又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(費用の支払)

第10条 乙は、第8条第2項に規定する引渡し後に物資の供給に係る費用を甲に請求するものとし、甲は、請求を受けたときは速やかに支払いを行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒尾市市民環境部防災安全課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙2)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

## 供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

## 資料38

熊本県建設業協会荒尾支部

令和3年3月31日締結

### 災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定書

平成18年3月29日付けで荒尾市（以下「甲」という。）と熊本県建設業協会荒尾支部（以下「乙」という。）との間に締結した災害発生時における支援活動に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第1条を次のように改める。

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出勤による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

第3条第4号を次のように改める。

（4）甲は、緊急を要する場合又は乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

第4条を次のように改める。

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

- （1）現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- （2）災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。
- （3）道路、河川等の応急復旧工事を行う。
- （4）土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。

第5条を次のように改める。

第5条 第3条の要請は乙又は乙の会員に口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

第8条を次のように改める。

第8条 支援活動において、甲は、第3条第1号の規定により、第4条に規定する活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で規定する損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、原協定書とともに各1通を保有する。

## 災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害に対して、熊本県建設業協会荒尾支部会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、荒尾市（以下「甲」という。）と熊本県建設業協会荒尾支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は、災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

### （災害の定義）

第2条 災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めるときには、乙に協力を要請する。

- (1) 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- (2) 甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- (3) 甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- (4) 甲は、緊急を要する場合、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

### （活動の内容）

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- (2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。
- (3) 道路、河川等の応急復旧工事を行う。
- (4) 土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙又は、乙の会員あてに口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出動に係わる費用については有償とし、別途清算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動において、甲は、第3条(1)の規定に基づき、第4条に示す活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及びその他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定有効期間は、締結の日から一年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

資料39  
荒尾市建設業協会  
令和3年3月31日締結

災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定書

平成23年8月18日付けで荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市建設業協会（以下「乙」という。）との間に締結した災害発生時における支援活動に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第1条を次のように改める。

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

第3条第4号を次のように改める。

（4）甲は、緊急を要する場合又は乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

第4条を次のように改める。

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

- （1）現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- （2）災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。
- （3）道路、河川等の応急復旧工事を行う。
- （4）土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。

第5条を次のように改める。

第5条 第3条の要請は乙又は乙の会員に口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

第8条を次のように改める。

第8条 支援活動において、甲は、第3条第1号の規定により、第4条に規定する活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で規定する損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害に対して、荒尾市建設業協会会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は、災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

### （災害の定義）

第2条 災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めるときには、乙に協力を要請する。

- (1) 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- (2) 甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- (3) 甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- (4) 甲は、緊急を要する場合、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

### （活動の内容）

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- (2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。
- (3) 道路、河川等の応急復旧工事を行う。
- (4) 土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙又は、乙の会員あてに口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出動に係わる費用については有償とし、別途清算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動において、甲は、第3条(1)の規定に基づき、第4条に示す活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及びその他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定有効期間は、締結の日から一年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。



## 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する発電機、仮設トイレ、バックホーその他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に要請書を交付するものとする。

### （提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を甲に可能な限り優先的に、提供するものとする。

### （引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### （費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用（以下「費用」という。）を負担するものとし、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

### （費用の支払）

第6条 乙は、提供した保有機材の費用について甲に請求するものとし、甲は、請求を受けたときは内容を精査確認し、速やかに乙に対してその費用を支払うものとする。

### （事故等）

第7条 第4条の規定により引渡しを受けた資機材に不具合が発生したときは、乙は速やかに当該資機材の修理又は交換を行い、甲が当該資機材を常時使用できることがで

きるように努めるものとする。その際の修理代については、その不具合が乙に起因するもののほか、甲が負担する。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒尾市市民環境部防災安全課、乙においては太陽建機レンタル株式会社有明支店長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制、保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間はさらに1年間、同一条件をもってその効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 荒尾市と大塚製薬株式会社との健康増進及び災害時における協力に関する包括連携協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と、大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、市民の健康・地域の活性化及び災害時における協力等に関する取組に関し、次の通り包括連携に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、市民の健康増進、地域の活性化及び災害時における協力を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力して実施する。

- （1）健康維持・増進及び食育の推進に関すること。
- （2）災害対策に関すること。
- （3）熱中症予防など、健康被害の防止に関する取組の推進に関すること。
- （4）スポーツの振興及び教育の推進に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うほか、具体的な実施内容については、甲、乙合意のうえ決定する。

### （協議などの書面主義）

第3条 本協定に係る協議、具体的な実施内容等については、原則書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、甲及び乙は、前項に規定する協議、具体的な実施内容等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、すでに行った協議、具体的な実施内容等を書面に記載し、速やかに相手方に交付しなければならない。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に定める事項を検討し又は実施することにより知り得た秘密情報を、相手方の承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （協定の変更又は解除）

第5条 甲及び乙は、相手方が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の

翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の解決)

第7条 本協定について疑義があるとき、又は本協定に定めない事項については、甲、乙協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月29日

甲 荒尾市宮内出目390番地  
荒尾市  
代表者 荒尾市長

乙 熊本県熊本市中央区辛島町3番地20号  
大塚製薬株式会社 熊本支店  
代表者 熊本支店長

## 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、荒尾市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる荒尾市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、荒尾市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任にお

いて行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供しよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 荒尾市宮内出目390番地  
荒尾市  
荒尾市長 浅田 敏彦

乙 熊本市東区小山町1816番地1  
佐川急便株式会社 南九州支店  
支店長 竹内 一憲

《令和元年度作成》

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1	普源寺	地区周辺には小中学校や市役所や市民病院があり、便利が良い。 公民館を拠点とした地域づくり活動が活発だが、高齢化が進み、近年では空き家や空地が増えるなどの問題が発生している。	震度7の地震が発生したら古い家屋が倒壊または地割れで通行困難になる可能性がある	・公民館放送のマイク音が聞こえにくい。 ・防災倉庫がない。	①災害発生時の情報伝達方法の訓練 ②避難の広報と方法の確認訓練 ③独居世帯、介助の必要な人の避難訓練 ④自家発電機、ガス釜及び井戸水の使用訓練 ⑤資機材、備蓄品の一括管理
2	東宮内	東宮内地区は荒尾市の中心部に位置している。 人口は増加傾向にあるが、高齢者が全体の約3分の1を占めており、空地や空き家の管理に問題が出てきています。	松ヶ浦池が決壊したら1班の世帯が浸水する可能性がある。	・住民の防災への関心が薄い。 ・ため池が多い。	①避難行動要支援者の名簿づくりと避難経路の確認 ②防災備蓄の購入による補充・整備 ③自主防災組織の体制表・連絡網の作成・更新 ④消防署と連携した防災訓練（炊き出し、消火、心肺蘇生等） ⑤防災備蓄の貯蓄と倉庫づくり
3	大島町内会	地区の中心部には国道389号線が通っており、近くには荒尾駅や病院、店舗が揃っているため便利が良い。 町内に四ツ山神社があり、年に2回「こくんぞう祭り」が開催され、地域行事も活発である。	・有明海で津波、洪水が発生したら浸水する可能性がある ・震度7の地震が発生したら古い住居やブロック塀等が周辺に落下する危険がある	・大島地域は海拔が低く緊急の避難場所が遠い	①「防災知識の習得」のために市や社協、あらお防災人の会等を招いた防災勉強会 ②「避難誘導」のための避難訓練は毎年形を変えて実施
4	西原町1丁目～3丁目	近くにJR鹿児島本線や国道208号線が通っている。国道沿いには多くの店舗が立ち並んでおり、小学校や病院も地区周辺に位置している。 地区内には西原大神宮があり、毎年お祭りが開催されている。	大牟田の諏訪川が氾濫した場合0.5m～3.0m未満の浸水が考えられる	・大きな災害もなく、住民の関心が薄い ・避難場所の選定が難しい	①他団体との連携した防災活動 ②地区または役員連絡網を活用した安否確認訓練



	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
5	万田中	<p>国道 208 号線と県道 29 号線が交差する近くに位置している。山沿いには住宅地が広がっている。</p> <p>毎年万田厳島神社で祭りが開催され、地域活動が活発である。</p>	<p>万田山の急傾斜地が崩壊したら万田団地や平原団地で家屋や道路が土砂によって被害を受ける可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の関心が薄い。</li> <li>・ため池がある。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①避難行動要支援者の避難経路の確認</li> <li>②防災勉強会（荒尾市出前講座）</li> <li>③防災訓練</li> </ol>
6	甲根	<p>甲根地区は大牟田市との市境に位置しており、住宅街が広がっている。</p> <p>住民の流動（転出や転入）が比較的少なく、地域活動も活発なことから、顔が見える関係が構築されている地区である。</p>	<p>地震、大雨が発生したら道路沿いの墓地の斜面が地滑りして道路を塞ぐ可能性がある</p>	<p>防災無線がなく連絡網では時間がかかる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①防災勉強会</li> <li>②防災に関するチラシの配布</li> <li>③避難行動要支援者の名簿づくり</li> <li>④地区連絡網の作成</li> </ol>
7	深瀬ヶ丘	<p>大牟田市との市境付近に位置しており、丘の上に住宅地が広がっている。</p> <p>比較的新しい住宅地であるため、住民同士のつながりが少なく、住民の地域行事などへの参加率も少ない。</p>	<p>強い地震や大雨が続くと県道 29 号線から団地の入口の道路が土砂で塞がれる可能性がある</p>	<p>団地の入口が県道 29 号線側の 1 本の道しかない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①体制づくり</li> <li>②防災知識の習得</li> <li>③避難所開設運営訓練</li> <li>④救出救護訓練</li> <li>⑤安否確認、情報伝達、避難誘導訓練</li> </ol>
8	中央	<p>中央地区は荒尾市の中心部に位置しており、周辺には荒尾市運動公園がある。</p> <p>世帯数は約 900 世帯あるが、人口は減少傾向にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増永川が氾濫し、付近の道路が 0.5m ほど道路冠水する。</li> <li>・急傾斜地の土砂が崩壊し、イエローゾーン付近の世帯の家屋に被害が出る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イエローゾーンがある。</li> <li>・増永川が冠水し易い。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①自主防災組織の体制表や体制図の作成・更新</li> <li>②自主防災組織の連絡網の作成・更新</li> <li>③安否確認方法の手順確認</li> </ol>
9	みどり	<p>荒尾市は年間平均気温 16.8℃と温暖（気象庁岱明観測所）で、年間降水量は 1,900 mm（気象庁岱明観測所）と梅雨時期に降水量は少ない。</p> <p>みどり区は標高 25m で周辺は丘陵地・急傾斜、大河がない地区である。</p>	<p>地震が発生したら、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターの停止・使用禁止</li> <li>・マンション周辺の塀、擁壁の倒壊</li> <li>・2 回式駐車場の倒壊</li> <li>他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災時、アナウンスが出来ない</li> <li>・非常時エレベーターが動くか疑問。また小さな非常階段しかない。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①防災勉強会、子ども会等を連携し、親子でクイズ大会など啓発活動</li> <li>②毎期実施している防災訓練（防災クッキング、はしご車体験、防災食試食）で実施していない項目の実施（防災運動会）</li> <li>③学校での避難所運営訓練</li> </ol>

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
10	緑ヶ丘 2～5丁目	<p>緑ヶ丘地区は荒尾市の中心部に位置する住宅地である。</p> <p>地区の近くにグリーンランドや市民体育館、あらおシティーモールなどが揃っており、暮らしやすい住環境である。</p> <p>一方で、独居の高齢者世帯が増えており、今後の地域コミュニティの在り方が課題となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションの土台が崩壊したら、マンションが傾き、道路通行者の被害が発生する</li> <li>・南側幹線道路の法面が崩壊した場合、住宅が損壊し住民に被害が及ぶ。</li> <li>・ガス貯蔵庫が損壊したら、ガス漏れによる爆発・火災が発生する</li> </ul>		①避難行動要支援者の把握と個別計画の作成
11	唐池	<p>坂が多い地区であり、畑が広がっている。</p> <p>人口は減少傾向であるが、地区内の自治組織が各々で活発に活動している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中豪雨が発生したら唐池団地東斜面が崩落する</li> <li>・震度7の地震が発生したら1、2班中央部のブロック塀が倒壊する。</li> </ul>	<p>防災組織の加入者が少なく、荒尾は災害と無縁という意識を持っている人が多い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①他団体と連携した防災活動</li> <li>②AEDの手配と使用訓練</li> <li>③避難所運営マニュアル作り</li> </ul>
12	上井手下	<p>上井手下地区は荒尾市の北東部に位置し、北側は大牟田市に接する。人口は若干の若い世代の転入もあり子どもの数が増えている。</p> <p>一方で、高齢者世帯が徐々に増えている中で伝統行事を継続できない等の問題が生じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関川が氾濫したら、川沿いの世帯が1m～2m浸水する。</li> <li>・震度7の地震が発生したら、小学校付近の県道沿いの急傾斜地が崩壊する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の関心が薄い。</li> <li>・過去に関川が氾濫した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①体制づくりとして、自主防災組織の会議を定期的開催する</li> <li>②情報収集・伝達として、区の役員連絡網を活用した情報・伝達訓練を実施する</li> <li>③避難誘導として、防災まちあるきで、地域の危険箇所を確認する</li> <li>④救出・救護訓練の実施</li> </ul>
13	府本	<p>三池往環の宿場町として栄えた府本地区は荒尾市の東部、小岱山の西側山間部・裾野に広域に広がっている。</p> <p>人口は減少傾向にあり、高齢化率も約40%に達しているが、府本地区協議会が中心になって、「元気で心豊かな小岱の里府本」を目標に地域づくりが行われている。</p>	<p>小岱山が土砂災害したら、家屋・小屋が浸水、破損する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の関心が薄い</li> <li>・避難所が遠い</li> <li>・消火栓が少ない</li> <li>・川、池がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自主防災組織の体制表や体制図の作成更新</li> <li>②安否確認方法の手順確認</li> <li>③地区、または役員連絡網を活用した安否確認</li> <li>④防災まちあるき（地域の危険個所の確認）</li> <li>⑤避難者名簿づくり</li> </ul>

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
14	樺	<p>樺地区は農村地域の風景を残すと共に住民の連帯感が強い地域である。</p> <p>一方で高齢化率が40%に達し、地区内に買い物をする場所がない、救急車が入れないほどの細い道が多いなど、生活に対する不安がある。</p>	<p>降水量が40mm/hの雨が継続的に降ると、菜切川に接する四反田から下樺の世帯がおそらく2m以上浸水する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古い家屋が多い</li> <li>・消防車や救急車が通れない</li> <li>・水源（水利）が遠い</li> <li>・家が広範囲に散在している</li> <li>・避難所が遠く高齢者は避難が難しい</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①自主防災組織の会議(定例会)</li> <li>②自主防災組織の規約の更新 (ニーズに合った規約変更)</li> <li>③避難行動要支援者(一人暮らし)のマップ作成と巡回</li> <li>④定期的に市・社協等の出す講座による勉強会</li> </ol>
15	金山	<p>荒尾市と玉名市、長洲町の境に位置している。</p> <p>地区は金山上と金山下に分かれており、地区の範囲が広く、山や田畑が多い。</p>	<p>行末川が氾濫したら田畑が浸水することはある。</p>	<p>地区の範囲が広いため電話等が使えなくなった時、連絡する手段がなく放送設備などが必要</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①すぐ動けない人の名簿づくり (避難行動要支援者の名簿づくり)</li> <li>②地域(地区)毎の責任者を定める</li> <li>③連絡網の作成</li> </ol>
16	八幡台一丁目	<p>高齢化が進んでいる一方で福祉活動や地域行事などが盛んである。</p> <p>また、小中学校が近く、道路が整備されているため住みやすい環境である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大浦池が地震で決壊したら浸水する区域がある。</li> <li>・台風等の強風で樹木が倒れ道路を遮る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨や地震によるため池の決壊等が心配。</li> <li>・高齢化が進み体力的に防災活動が難しい。</li> <li>・住民の関心が薄い。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①避難行動要支援者の名簿づくり及び避難経路の確認</li> <li>②避難訓練の実施</li> <li>③連絡網の作成</li> </ol>
17	野原	<p>国道208号線沿いに位置している。</p> <p>文教地区(第四中・八幡小)で喧嘩もなく、生活環境が良い。</p> <p>また、野原八幡宮があり、伝統行事が多く、歴史に触れる機会が多い。</p>	<p>蘭牟田池が氾濫、決壊したら池の下流・周辺が浸水する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の高齢者への対応</li> <li>・公民館の老朽化</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①自主防災組織連絡網を更新する</li> <li>②避難行動要支援者の名簿づくり及び避難経路の確認</li> <li>③防災訓練を実施</li> <li>④防災「講話」(緊急救命対処法)を実施</li> <li>⑤防災訓練(避難所の運営)・防災ウォーキング</li> </ol>
18	海下	<p>JR南荒尾駅の地区に位置している。</p> <p>人口が増加しており、特に若い人や子どもが増加している。</p> <p>毎年、天満宮祭礼やどんどやなどの伝統行事が開催されている。</p>	<p>近くに流れている浦川は大雨時に氾濫した場合、国道208号線までの道路が浸水する。</p>	<p>地形的にも災害が少なく住民の関心が薄い。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①防災用具の点検・確認</li> <li>②安否確認方法の手順確認</li> <li>③自主防災組織連絡網の作成・更新</li> </ol>

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
19	猫宮	<p>国道 389 号線沿いに位置している。</p> <p>住民同士のつながりが強い地区ではあるが、高齢化率が 45%を超えており、近年は地域の活動が衰退してきている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が大型だったら全域が 2～5 m 浸水する。</li> <li>・台風が大型だったら空き家のトタン等が飛ぶ。</li> </ul>	<p>空き家が多い。 (8 軒)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自主防災組織の規約の見直し、新たな体制づくりを行う</li> <li>②地域の人を対象に防災マップを配布する</li> <li>③防災講座「日頃の備えについて」を定期的に行う</li> <li>④防災委員を作る</li> </ul>
20	北増永	<p>地区内に JR 鹿児島本線が通っている。</p> <p>天満宮では夏祭りが毎年開催されるほか、行事が多く、住民同士のつながりが強い地区である。</p>	<p>台風時、荒波の飛沫による塩害が海岸から数百 m の地域まで及ぶ。また、地区内は狭い道路が多く、地震時に建築物等の倒壊により道路が寸断される恐れがある。</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難行動要支援者の名簿作成</li> </ul>
21	牛水中	<p>地区に JR 鹿児島本線が通っている。有明海に面しており、海岸から綺麗な夕陽を眺めることができる。</p> <p>地域行事は年 2 回開催され、住民同士のつながりが強い地区である。</p>	<p>高潮が発生したら海岸沿いの家が 1 m くらい浸水</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置空き家の台風対策</li> <li>・高潮のおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難行動要支援者の名簿づくり</li> <li>②自主防災組織の体制づくり、訓練</li> </ul>
22	桜山町四丁目南	<p>住宅が密集している地区である。周辺にはスーパーマーケットやコンビニエンスストア、病院などがあり、便利が良い。</p> <p>一方で高齢化率は 45%を超えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大地震が発生したら住宅地の道路が倒壊したブロック塀で塞がれる。</li> <li>・大雨で停電したら住宅地の道路が冠水する。</li> </ul>	<p>住民の防災への関心が薄い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難行動要支援者の名簿づくりおよび避難経路の確認</li> </ul>

《令和2年度作成》

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1 (23)	貝塚	地区の西側には4車線の県道126号線が通っており、アクセスは決して悪くないにも関わらず、人口は減少傾向にある。東側には指定避難所の海陽中学校が存在する。	地震が発生した場合、貝塚地区を中心とした荒尾市全域で家屋の倒壊被害が発生する恐れがある。	・高齢化で人手が不足している。	・組織への参加要請 ・公共用地清掃作業 ・避難者戸別計画の作成 ・一人くらしの安否確認
2 (24)	宮内出目 東・西	地区内に市役所、県道126号線沿いに飲食店やコンビニ、病院などが立地しており、便利の良い住宅地である。また、大手住宅メーカーの賃貸アパートが増えたことで、大幅な人口の減少は見られない。	地区全体の海拔は非常に低い。令和2年7月豪雨では、市役所西側の県道126号線及び東側の地区が冠水する等の被害を出した。	・高潮、あるいは大小の洪水の発生の可能性がある ・住民の危機意識が薄い	・自主防災組織の体制表や体制図の作成・更新 ・清掃活動、地域行事 ・安否確認、情報伝達 ・連絡網の更新 ・資機材・備蓄品の購入、管理
3 (25)	大平町 1～3丁目	地区は国道208号線沿いに位置し、同国道208号線が嵩上げされているため、地区全体は若干低地に位置する。一方で、地区は市役所や市民病院へのアクセスも良好なことから、人口の減少は見られない。	地区内に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定された箇所がある。大雨が降った場合に、主要道路の法面で土砂崩れが発生する危険性がある。	・災害が発生した際に、協力者が少ないため不安材料が多い。	・防災マップの内容説明、避難場所の説明 ・高齢者の見守り活動、防犯・清掃活動等 ・安否確認 ・防災に関するチラシの配布等 ・避難行動要支援者個別計画の作成・更新 ・資機材・備蓄品の購入、管理
4 (26)	昭和町	地区内は荒尾駅も近く、大きな道路も地区内を走っていて交通の便が良く、イオンタウン荒尾店へのアクセスも良い。また地区の西側には四ツ山公園、四ツ山神社の小高い山があり景観を楽しむことが出来る。	大雨等の被害は床下浸水が心配であり、台風災害が一番心配である。過去に多くの家屋被害あり。	・住民の防災に関する関心が低い。 ・海岸が近いので、予期せぬ津波などが発生した際の対応。	・指定避難所までの経路を地図で確認する ・参加者の防災意識・新対抗上維持 ・総会及び地区連絡網の確認、更新 ・防災勉強会の実施
5 (27)	万田西	地区内にJR荒尾駅、万田小学校、そして地区の中央を国道208号線が走っており、アクセスや買い物、教育面で非常に便利の良い地区である。このため、人口の増減はほとんど見られない。	地区内のほとんどが海拔10m程度と低い。また地区内に数多くの水路があり、大雨時の床下・床上浸水が想定される。	境崎都市下水路が大牟田市に繋がっている。そのため大牟田市で浸水が発生した場合、地区内でも浸水する可能性がある。	・高齢者の見守り活動、防犯・清掃活動等 ・防災に関するチラシの配布等 ・避難行動、安否確認、情報伝達等 ・資料の更新 ・資機材・備蓄品の購入、管理

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
6 (28)	万田東	地区周辺に万田小学校やショッピングセンター、病院があるなど立地に恵まれているが、人口は減少傾向にある。加えて、近年では住民の高齢化や空き家の増加などの社会問題を抱えている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巨大台風及び巨大地震による家屋被害</li> <li>・集中豪雨による急傾斜地での土砂災害</li> </ul>	持ち主が不明な土地に大木が多く生えており、台風の際に倒れて来ないか不安である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織素案作成</li> <li>・地域住民への自主防災組織の活動紹介</li> <li>・地域住民の参画による自主防災組織の確立</li> </ul>
7 (29)	妙見	地区には、1524年に造立され、その移転を繰り返した上で地区内に祀られている、荒尾市の文化史跡の「妙見石室」があり、住民の信仰を集めてきた。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会会員の減少と高齢化のため、防災訓練、連絡網の作成等も出来ていない。</li> <li>・近くに高齢者のための避難所がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡網の作成・更新、支援者の確認、安否確認の手順づくり</li> <li>・防災街歩き、防災マップ見直し</li> </ul>
8 (30)	古庄原・平井大谷	地区の南側を下ると、グリーンランドやイオンモールなど買い物の出来る、また飲食の出来る施設が数多くあり、生活をする上で非常に便利が良い住宅地である。一方で地区の北側に位置する低地では、令和2年7月豪雨時に関川が氾濫し、川沿いの家屋で床上浸水するなどの被害が出た。	古庄原・平井大谷区、及び周辺には、万田山、関川、古庄原池が存在する。関川が氾濫した場合、地区内の北側の低地では、洪水最大浸水深が1～2mに達する危険性がある。地区内で最も低い場所は海拔8m、地区の避難所となる古庄原公民館は海拔19.2mに位置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント時に主要道路が渋滞する</li> <li>・役員の成り手が不足している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォーキングしながら危険個所の見回り</li> <li>・災害・防災に関する文章の発行</li> <li>・防災士と部長のもと、地域の防災について提案・実施</li> </ul>
9 (31)	大和	シティモールやコスモスなどの商業施設や荒尾運動公園に近いにもかかわらず、人口は減少傾向にある。また、高齢化率が非常に高く、そのために役員等への成り手が非常に少ない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に道路が狭く、防災上、歩行者には危険が多い</li> <li>・空き家が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草取り、ごみ拾い</li> <li>・清掃活動</li> </ul>

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
10 (32)	新生	地区は、シティモールや病院もあり、便利の良い住宅街である。便利が良いため人口は増加傾向にある。また、公民館活動が活発で、高齢者の認知症サポートネットワークが組織されるなど、住みやすい地区である。	近くに増永川が流れており、地区内の北側、川沿いの一部が浸水想定区域に指定されている。また、地区内の中央に、急傾斜崩壊危険箇所、土砂危険箇所がある。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の見守り活動</li> <li>・清掃活動</li> <li>・地域行事</li> </ul>
11 (33)	岱洋東	平山荒尾線に面しており、飲食店やスーパーにも近く、生活する上での利便性が高いが、過去10年の人口の増減は見られない。一方で、高齢者が多いため、災害時の高齢者の避難の遅れ、安否確認に不安がある。	豪雨による浸水・土砂崩れの被害は想定し難い。但し、令和2年の台風時に、地区内で土砂崩れが発生した様に、近年自然災害の巨大化を踏まえ、日頃から災害に備えておく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所が遠く、道が狭い。</li> <li>・坂道で、徒歩は厳しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒尾市の防災講座</li> <li>・自主防災計画と反省</li> </ul>
12 (34)	開	地区自体が森に囲まれ、昔ながらの風景が残っている長閑な地区であり、5世紀に造成された別当塚古墳群があるなど歴史の深い地区でもある。一方、交通や買い物などのくらしの利便性は低い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型台風が発生したら、倒木の恐れがある。</li> <li>・震度7の地震が発生したら、家屋が倒壊する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の関心が薄い。</li> <li>・消防団が組織されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要なものをチェックし、準備する。</li> <li>・支援者の確認</li> </ul>
13 (35)	庄山	地区、及び周辺に天満神社、天満宮、教楽来天満神社が鎮座し、関川沿いに広がる田圃と南東側に位置する山に囲まれた場所に位置し、地区の家屋が集中する東側の目の前には県道29号「荒尾南関線」が南北に通っている長閑な地区である。一方で、荒尾市の中心繁華街から遠方にあるため、人口は減少傾向にある。地区内は34世帯、それをさらに3班に分けられているため、双方の連絡がし易い。	地区の東側・南側は小岱山に接し、西側には関川が流れ、地区内には同関川の支流が2本流れている。地区の東側、南側の一部は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている。また、地区の県道沿いは洪水最大浸水域が0.6mになっている。	洪水の場合、庄山地区の県道が不通になる危険性がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練、救護訓練、安否確認</li> <li>・高齢者の見守り活動、清掃活動、地域行事等</li> <li>・出前講座の利用、防災に関するチラシの配布等</li> <li>・資料の更新</li> <li>・資機材・備蓄品の購入、管理</li> </ul>

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
14 (36)	上井手上	上井手上地区は、関川を挟んだ河岸沿いに田圃が広がった長閑な場所に位置する。また荒尾市の観光地・県重要文化財の岩本橋が関川に架かっている。	令和2年7月豪雨では、上井手から下井手にかけての流域で関川が氾濫し、多くの家が床上浸水した。また、地区内に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）他が指定されている区域がある。	・関川が地区を分断している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル作成</li> <li>・高齢者の見守り活動、防犯・清掃活動、地域行事</li> <li>・出前講座の利用</li> <li>・避難行動</li> <li>・資機材・備蓄品の購入、管理</li> </ul>
15 (37)	助丸	スーパーなどがなく、バス等の公共交通の便が少なく生活面に不便さが感じられる。助丸区花菖蒲会活動やいきいきサロン・健康体操など元気な高齢者の参加者が多く区民一体となった公民館活動が盛んに実施されている。	助丸橋付近で関川が氾濫した場合、助丸区10班で道路冠水、同地区の17世帯が床下・床上浸水することが想定される。	公民館を地区避難所として活用したいが、防災備品等を揃える必要がある	各班長は一人暮らしの高齢者の安否を確認し、公民館まで避難誘導を行う。併せて、食改、サロンの炊き出しによる防災クッキングを試食する。
16 (38)	井川口	シティーモールなどが近くにあり、生活の利便性が高い一方で、果樹園など長閑な農村風景が広がる地域である。高齢者が増え、更に家屋が点在しているため、地区内でその様な世帯の見守りが必要である。	雨水が石神池周辺の排水路に集中して流入したら、新道閑橋一帯に雨水が流れ込み、橋の越水、護岸の崩落が想定される	公共交通機関の利便性は良くなく、離合できない狭い道路もある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期相が訓練、AED使用訓練、防災クッキング</li> <li>・避難行動支援者の把握、マニュアル作りなど</li> <li>・資機材、備蓄品の購入・管理</li> <li>・テスト用緊急情報の文章作成</li> </ul>
17 (39)	下赤田	地区の休耕田や畑を活用し、平成15年から「こすもすの里」の名前で、コスモスの花を一面に咲かすなど、住民の他地区との交流を育んでいる。一方、大幅な人口の増減は見られません。	地区内に赤田池があり、下流域の洪水最大浸水深は0.5mと想定されており、大雨や台風等の災害時には、警戒を必要とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所が遠い（住家が点在している）</li> <li>・赤田池があるため、決壊の可能性はある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔が見える関係づくり</li> <li>・意識啓発</li> <li>・炊き出し訓練</li> <li>・連絡網の更新</li> <li>・資機材・備蓄品の購入、管理</li> </ul>
18 (40)	南増永	国道389号線から入った位置、地区の中央に畑が広がる閑静な地区ではある。また、住民たちでボランティア活動団体「まかせん会」をつくるなど、住民間の共助が根付いている。	高潮最大浸水深が2~5mに達した場合は、公民館が位置する沿岸部を中心とした全世帯の半数が浸水する恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の各団体の役員体制が若く、災害時の体制が取れない</li> <li>・大規模な地震、台風、高潮等で被災した場合の対策が困難</li> <li>・高齢者、避難困難者の対応に不安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材の購入、管理施設の確保</li> <li>・高齢者の支えあい活動、防犯・清掃活動等</li> <li>・防災に関するチラシの配布等</li> <li>・避難行動、情報伝達</li> <li>・資料の更新</li> <li>・連絡網の更新</li> </ul>



	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
19 (41)	天神木	地区の南東側、天神公民館は若干小高い場所に位置するが、地区全体は田畑が広がる平地に位置する。地区内の人口は減少傾向にあり、地区住民の高齢化、空き家が増えている。	浦川の氾濫による浸水被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の火災(草木含む)。</li> <li>・高齢者の自力避難が困難。</li> <li>・老朽化と設備不足の公民館は避難所として使えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事</li> </ul>
20 (42)	中一部	地区は有明海に面しており、南荒尾駅や千瀨センターなどの観光地も多いが、住民の多くは国道 389 号線よりも東側に住んでいる。地区内にスーパーなどがいないため若干不便なこともあって、人口は減少傾向にある。	竹下池が決壊した場合、竹下池の下流に位置する 6 班の道路が浸水する	過去に大きな災害が発生した記録がないので、住民たちの防災に対する関心が低い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難 b 所までの安全道路の地図を作成・確認し、各所帯に通知する。</li> <li>・新役員に対し、各役職の役割を周知する。</li> <li>・ひとり暮らしと避難行動要支援者の確認</li> </ul>
21 (43)	牛水上	地区の西側が有明海に面している住宅街で、人口は増加傾向にある。但し、地区を東西に分けるように走っている JR 鹿児島本線が、高齢化の進んだ地区では、住民間のコミュニケーション不足に影響を与えている。	有明海を震源とする震度 7 の地震が発生した時間が、有明海の満潮時と重なった場合には、浦川周辺の農地が 1~2m 浸水する。	災害時、国道 218 号線が寸断されることによって、指定避難所（清里小学校）への避難が困難になる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火訓練</li> <li>・防災まちあるき</li> </ul>
22 (44)	桜山町 4 丁目中北	桜山団地の中北地区に位置する。桜山地区の市営住宅の老朽化もあり、人口は減少傾向にある。一方で、公園が地区内に 3ヶ所、また周辺に飲食店やスーパーがあり、日々の生活には困らない便利な地区である。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・防犯に協力する参加者が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の支えあい活動、防犯・清掃活動等</li> <li>・出前講座の利用</li> <li>・安否確認、情報伝達、炊き出し</li> <li>・避難所運営マニュアルの作成・更新</li> <li>・資機材・備蓄品の購入、管理</li> </ul>

《令和3年度作成》

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1 (45)	新町	浦川東側に位置し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていない。自転車・歩行者専用道路がある。地域コミュニティを実施しているが、一人暮らしの住民が増加しており、高齢化も進んでいる。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改定）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	公民館付近の道路が狭いので、消防自動車等が入れない。	1 防災組織の立ち上げ 2 高齢者の見守り活動・サロン
2 (46)	大正町	荒尾駅の西側に位置し、地区のほぼ全域が洪水浸水想定区域に入っている。平坦でがけ崩れ、土石流の危険性はなく、道幅も広い。毎年えびす祭りを実施しているが、子供会が解散し、地区の活動が衰退している。独居の高齢世帯が多い。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改定）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	地区の殆どが洪水浸水想定区域内にあり、大雨による道路冠水や家屋の浸水のおそれが高い。	1 連絡網の作成、連絡の実践 2 顔の見える関係づくり ・いきいきサロンで防災意識を高める。 ・防犯活動 ・清掃活動 3 役員の防災士試験や防災講座等への参加
3 (47)	原	国道208号の東西に位置し、一部洪水浸水想定区域に入っている。集合住宅が増加し、人口が増加しつつあるが、空き家が少しずつ増えている。一方で班長が不在により、コミュニケーションがとりにくい。老人会活動は活発である。	地区の一部が浸水想定区域に含まれており、道路の冠水や家屋への浸水のおそれがある。	指定避難施設への経路が坂道や国道をまたぐ箇所があり、避難経路の選定が必要である。	1 体制づくり ・地域の方との話し合い、防災に詳しい方への相談 ・地区連絡網の作成・更新 2 顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り活動・サロン ・清掃活動 ・地域行事
4 (48)	岱洋中	県道314号沿いの市のほぼ中心部に位置し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていない。また、地区周辺に避難所である荒尾三中と総合文化センターがある。炭鉱の跡地であり、住宅地が多いが、高齢化が進んでいる。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改定）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	炭鉱の跡地での住宅地が多く、高齢者が多くなっている。 (人口減少である。)	顔の見える関係づくり ・清掃活動 ・地域活動
5 (49)	金屋	市北東部、関川の東側に位置し、山に囲まれた静かなところであるが、地区の一部が土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域に入っている。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改定）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	大雨による土砂崩れや関川の氾濫による浸水又は、孤立のおそれがある。	1 体制づくり ・地区連絡網の作成・更新 ・自主防災組織の体制表や体制図更新 2 顔の見える関係づくり ・高齢者の見守り・サロン ・清掃活動 3 防災に関するチラシの配布・回覧 4 情報伝達訓練の実施

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
6 (50)	上赤田	国道208号の北側に位置し、南北にため池があるが、川はなく、これまで浸水したところはない。梨栽培が盛んであったが、現在は栽培者も減少している。人口は減少しており、高齢化が進んでいる。	大規模地震において、2000年6月(新耐震基準改定)以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	道路が狭い箇所が多く、有明消防組合消防車はほとんど通ることができない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連絡網の作成・更新</li> <li>・自主防災組織の体制表や体制図の更新</li> <li>・自主防災組織・連絡網の更新</li> </ul> </li> <li>2 顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃活動</li> <li>・地域行事</li> </ul> </li> <li>3 防災まち歩き</li> </ol>
7 (51)	向一部	国道208号沿いに位置しており、近傍に浦川が流れており、一部浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に入っており、大雨時に道路冠水などがある。毎年、花見や祭りなどの地区行事を行っているが、参加者が減っている。	地区の一部が浸水想定区域に含まれており、道路の冠水や家屋への浸水のおそれがある。	地区内に指定避難所がない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の方との話し合い、防災に詳しい方への相談</li> <li>2 顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>・清掃活動・地域行事</li> </ul> </li> <li>3 避難行動要支援者の把握</li> </ol>
8 (52)	有明城	浦川西側に位置し、一部浸水想定区域に入っている。道路幅が狭く、地区内に指定避難所や公園はない。地区内の人口が少なく、高齢者が多い。	地区の一部が高潮浸水想定区域に入っており、台風の接近・上陸時に満潮の場合、越水による浸水のおそれがある。	道路幅が狭く、地区内に指定避難所や公園もない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織連絡網の更新</li> <li>・資機材・備蓄品の納入・管理</li> </ul> </li> <li>2 防災意識の啓発と防災意識の習得 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関するチラシの配布・回覧</li> </ul> </li> <li>3 避難行動要支援者の把握</li> <li>4 地区又は役員連絡網を活用した情報伝達訓練</li> <li>5 防災まち歩き</li> <li>6 初期消火訓練</li> </ol>

<p>9 (53)</p>	<p>牛水下</p>	<p>389号線沿いに位置し、西に有明海、東に浦川が存在する。 洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域に入っている。 人口が年々減少している。</p>	<p>大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改正）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれが高い。</p>	<p>高潮浸水想定区域に入り、台風の接近・上陸時に満潮の場合、越水による浸水のおそれがある。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連絡網の作成・更新</li> <li>・資機材・備蓄品の納入・管理</li> </ul> </li> <li>2 顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>・清掃活動・地域行事</li> </ul> </li> <li>3 防災に関するチラシの配布・回覧</li> <li>4 避難行動要支援者の把握</li> <li>5 地区又は役員連絡網を活用した情報伝達訓練</li> </ol>
<p>10 (54)</p>	<p>山浦町</p>	<p>桜山小学校の北側に位置し、一部土砂災害警戒区域に入っているが、浸水のおそれが低く、災害の不安が少ない。</p>	<p>大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改正）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。</p>	<p>高齢化が進んでおり、コミュニティが希薄になってきている。</p>	<p>平時の取り組み（活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンの開催</li> <li>・清掃活動</li> </ul>

《令和4年度作成》

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1	月田	地区周辺には小中学校があり、市役所や市民病院へのアクセスも良好である。また、地域活動が活発であり、住民の結びつきが強い。消防団が無い代わりに、青壮年部会が活動の中心を担っている。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改正）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。	災害対応の資機材等が少なく、活動に制限を受ける。	<ol style="list-style-type: none"> <li>体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>地区連絡網の作成更新</li> <li>資機材・備蓄品の購入・管理（使用確認）</li> </ul> </li> <li>顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>清掃活動</li> <li>地域行事</li> </ul> </li> <li>情報伝達訓練の実施</li> </ol>
2	日の出町	荒尾駅の西側に位置し、地区のほぼ全域が洪水浸水想定区域に入っている。平坦でがけ崩れ、土石流の危険性はなく、道幅も広い。	地区のほとんどが洪水浸水想定区域内にあり、大雨による道路の冠水や家屋の浸水のおそれが高い。	高齢者が多い。また、災害対応の資機材がない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>清掃活動</li> <li>地域行事</li> </ul> </li> </ol>
3	松葉	市北部にあり大牟田市との市境に位置している。町内自体も狭く、隣近所との仲が良い。また、世帯数、人口が少なく減少傾向にある。さらに地区の自治組織もなく、地区の活動が衰退している。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改正）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれが高い。	高齢化が多く、道幅が狭い。	<ol style="list-style-type: none"> <li>交流会の実施</li> <li>顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>清掃活動</li> </ul> </li> </ol>
4	倉掛	県道29号線沿いに位置しており、急傾斜の地形が多い。平地部に住家があり、総合福祉センターが区内にある。高齢化が進み、近年では空き家や空地が増えている。	区の一部は土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域であり、大雨や地震により土砂崩れのおそれがある。また、大雨時に家屋の浸水や道路冠水のおそれがある	高齢者が多いため、避難の呼び掛けや誘導が必要である。	<ol style="list-style-type: none"> <li>顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>清掃活動</li> </ul> </li> </ol>
5	荒尾大谷	県道平山荒尾線の南側に位置し、近くに運動公園や学校があり、新しい家も年々増え、人口が増加している。また、毎年地域行事も行われており、活動が盛んな地区である。	大規模地震において、2000年6月（新耐震基準改正）以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。また、池黒池が地震又は豪雨によって決壊した場合、道路冠水や浸水被害の恐れがある。	高齢者が多いため、避難時の呼び掛けや誘導が必要である。	<ol style="list-style-type: none"> <li>体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>地区連絡網の作成更新</li> <li>資機材・備蓄品の購入・管理</li> </ul> </li> <li>顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>清掃活動</li> <li>地域行事</li> </ul> </li> </ol>

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
6	田倉	区の北側に関川が東西に流れており、その南側を県道 29 号が走っている。県道から南は台地になっており災害は少ないが、一部関川沿いに住宅が存在している。	地区の処々に土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域があり、大雨や地震等により、土砂崩れのおそれがある。また、豪雨による関川沿いの道路冠水や家屋浸水の恐れがある。	少子高齢化のため、避難時の呼び掛けや誘導など、災害時に支援が必要である。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連絡網の作成更新</li> <li>・資機材・備蓄品の購入・管理(使用確認)</li> </ul> </li> <li>2 顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>・清掃活動</li> <li>・地域行事</li> </ul> </li> <li>3 情報伝達訓練の実施</li> </ol>
7	小路・平井城	荒尾市の北東部に位置し、平山バイパスも開通したことから、アクセスが良くなったが、地区の高齢化が進むなどの問題が発生している。	大規模地震において、2000年6月(新耐震基準改正)以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。地区の一部が土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に入っており、地震などにより土砂災害のおそれがある。	高齢者が多く避難時の呼び掛けや誘導が必要である。	<ol style="list-style-type: none"> <li>顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>・清掃活動</li> <li>・地域行事</li> </ul> </li> </ol>
8	川登	川登区には、菜切川が流れており、一部地域は浸水想定区域内にある。また、近くには荒尾第四中学校・小袋工芸館がある。高齢化が進んでいるが、地区の活動は盛んである。	大規模地震において、2000年6月(新耐震基準改正)以前に建てられた木造建物は、被害を受けるおそれがある。また、区の一部が浸水想定区域に含まれており、大雨による家屋浸水のおそれがある。	高齢者が多く、避難時の呼び掛けや誘導が必要である。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交流会の実施</li> <li>2 顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>・清掃活動</li> </ul> </li> </ol>
9	揚増永	近くに学校や市民病院がある。また、区の中央を国道 208 号線が走っており、その西側に浦川が南北に流れている。区の南側に浦川の分岐点があり、東西に川がある。	区のほとんどが浸水想定区域に入っている。また、高潮浸水想定区域にも一部入っているため、大雨や台風時に道路の冠水及び家屋への浸水のおそれがある。	高齢者が多く、避難時の呼び掛けや誘導が必要である。	<ol style="list-style-type: none"> <li>顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の見守り活動・サロン</li> <li>・清掃活動</li> </ul> </li> </ol>
10	高浜	市の南側に位置しており、長洲町と隣接している。東側に県道 46 号が及び菜切川が南北に流れている。区の中央に公民館や児童公園がある。人口の増減はほぼないが、高齢化は進んでいる。	地区の東部及び北部に土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域があり、地震などにより土砂災害のおそれがある。また、浸水想定区域に入っており、大雨による一部浸水の恐れがある。	高齢者が多く、スムーズな避難が行えるよう支援が必要である。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連絡網の作成更新</li> <li>・資機材・備蓄品の購入・管理</li> </ul> </li> <li>2 顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃活動</li> <li>・地域行事</li> </ul> </li> </ol>

# 用語集

---

## 用語集

---

### 【あ行】

#### 大雨警報（おおあめけいほう）

大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

#### 大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

#### 大雨特別警報（おおあめとくべつけいほう）

気象台が、大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

##### ■ 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下①又は②いずれかを満たすと予想される状況において激しい雨がさらに降り続くと予想される市町等に大雨特別警報（浸水害）が発表される。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現

##### ■ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表される。

※「激しい雨」：1時間に概ね30mm以上の雨

#### 大津波警報（おおつなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。



## 【か行】

### 解析雨量（かいせきうりょう）

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせ、より精度が高い、面的な雨量を1キロメートル格子で解析したもの。

### 家屋倒壊等氾濫想定区域（かおくとうかいとうはんらんそうていくいき）

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

#### a) 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）

現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したもの。

#### b) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を、河岸高（堤内地盤高と平均河床高の差）や川幅等から推算したもの

### 危険潮位（きけんちょうい）

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難指示等の対象区域毎に設定する潮位。

### 強風注意報（きょうふうちゅういほう）

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

### 記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

大雨警報発表中の一次細分区域（〇〇県南部など）において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報。

### 緊急安全確保（きんきゅうあんぜんかくほ）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、災害が発生していることを把握した場合に、必要と認める地域の居住者等に対し、直ちに安全確保を指示すること。

既に災害が発生している状況であり、必要と認める地域のうち、命を守るための最善の行動をとることを居住者に求めている。警戒レベル5

### 緊急地震速報（きんきゅうじしんそくほう）

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度、**長周期地震動階級**を予想し、可能な限り早く知らせる情報。気象庁は、最大震度5弱以上**または最大長周期地震動階級3以上**の揺れが予想された場合に、震度4以上**または長周期地震動階級3以上**が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。地震波には主に2種類の波があ

り、最初に伝わる早い波（秒速約7km）をP波、速度は遅い（秒速約4km）が揺れは強い波をS波という。この速度差を利用して、P波を検知した段階でS波による強い揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約30万km）で伝わることから、S波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

### 警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、地震、火山、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

地震（地震動警報）については、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに発表する緊急地震速報が警報に該当する。発表対象地域は気象警報の一次細分区域と同じ。

火山（噴火警報）は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表する。

### 高解像度降水ナウキャスト（こうかいぞうどこうすいなうきやすと）

雨量、降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、30分先までは250m格子単位で、35分先から60分先までは1km格子単位で予報する。

### 洪水警報（こうずいけいほう）

気象台が、河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

### 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（こうずいききくる（こうずいけいほうのきけんどうぶんぷ））

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い警戒レベル5に相当
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

### 洪水注意報（こうずいちゅういほう）

気象台が、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

### 降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）

1時間降水量について分布図形式で行う予報。6時間先までは10分毎に1km格子単位で、7時間先から15時間先までは1時間毎に5km格子単位で予報する。

## 降水ナウキャスト（こうすいなうきゃすと）

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km格子単位で1時間後（5分～60分先）まで予報する。

## 洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。流域面積の大きい河川が対象となる。

## 高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き準備を促すこと。

その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。警戒レベル3（津波については対象外）

## **【さ行】**

### 山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）による被害のおそれがある地区。

#### ① 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある地区

#### ② 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

#### ③ 地すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

### 指定避難所（していひなんじょ）

災害対策基本法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。

### 指定緊急避難場所（していきんきゅうひなんばしょ）

災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。

## 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（しんすいききくる（おおあめけいほうしんすいがいのきけんどぶんぷ）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

## 水位周知海岸（すいいしゅうちかいはん）

水防法の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定められた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

## 水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

## 水位周知下水道（すいいしゅうちげすいどう）

水防法の規定により、都道府県知事又は市町村長が、内水氾濫により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定められた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

## 水位到達情報（すいいとうたつじょうほう）

水防法の規定により、水位周知河川・海岸・下水道において氾濫危険水位等に水位が到達した時に、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が発表する情報。市町村長による避難指示等の発令判断のための重要な情報となる。

## 垂直避難（すいちよくひなん）

切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。

## 水平避難（すいへいひなん）

その場を立退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難すること。

## 水防団待機水位（すいぼうだんたいきすいい）

水防団が待機する水位。居住者等に行動を求めるレベルではない。

## 早期注意情報（警報級の可能性）（そうきちゅういじょうほう けいほうきゅうのかのうせい）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（〇〇県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（〇〇県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

### **【た行】**

#### 待避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。なお、本ガイドラインにおいては「待避」との表現を用いているが、「たいひ」には、安全な場所に留まることに主眼を置いた「待避」と、安全な場所へ移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記があるため、文脈に応じて表記を適切に使い分けること。

#### 台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

##### a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

##### B) 台風の予報の内容

120時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円の中心と半径）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

#### **【台風について】**

##### ① 台風とは

熱帯の海上で発生する低気圧を一般に「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋上（東経180度より西側）で発生し、中心付近の最大風速がおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上になったもの。

なお、17m/s未满是熱帯低気圧という。

##### ② 台風の大きさ

台風は熱帯の海上を発達しながら日本列島に上陸・接近する。「接近」とは、日本の気象官署等からの距離で半径300km以内に近づいた場合をいい、半島や離島の場合には「通過」とすることもある。

・大きさの階級には「大型（大きい）」と「超大型（非常に大きい）」の二つがある。

強風域（風速15m/sの強い風が吹いている範囲）の半径で表す。

「大型」：半径500km以上～800km未滿、

「超大型」：半径800km以上

・強さの階級には「強い」「非常に強い」「猛烈な」の三つがある。

台風の強さは最大風速で表す。風速とは、風が吹く速さをm/s単位で表したもののだが、風の吹きかたは一定ではないので10分間の平均となる。風速の最大値が最大風速となる。

なお、風速は平均値であり、瞬間的には平均1.5倍から3倍も上回る風が吹いている場合がある、瞬間的な風速のうち最も強い風速を最大瞬間風速という。

「強い」：33m/s以上～44m/s未滿

「非常に強い」：44m/s以上～54m/s未滿

「猛烈な」：54m/s以上

### ③ 台風の気圧

地表面では、周囲の空気が台風の中心に向かって反時計回りにどんどん流れ込む。

気圧が低いほど空気が流れ込みやすくなり、流れ込む空気の風速も強くなる。そのため気圧の低さが風の強さの目安ともされる。流れ込んだ空気は巨大な渦巻きを作りながら中心付近では上昇気流となり積乱雲をつくっている。

海では気圧が下がることで海面が持ち上げられる。これを「吸い上げ効果」といい、外洋では気圧が1 hPa 下がると海面が約1 cm 上昇するといわれている。地球表面の気圧は約1 気圧、1 0 1 3 hPa で、仮に9 1 0 hPa の台風がきた場合、中心気圧では約1 0 3 cm の海面上昇が起きる。周辺でも気圧に応じた海面の上昇がみられる。これが台風による高潮の一因となっている。

## 高潮警報（たかしおけいほう）

気象台が、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

## 高潮注意報（たかしおちゅういほう）

気象台が、台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

## 高潮特別警報（たかしおとくべつけいほう）

気象台が、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

### ■ 高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

## 竜巻注意情報（たつまきちゅういじょうほう）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で発表される。有効期間は、発表から1時間。

## 注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

大雨・洪水・高潮の注意報は警戒レベル2。

## 潮位（ちょうい）

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。

「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等が用いられる。

## 潮汐（ちょうせき）

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位（潮位）の昇降現象のこと。

## 津波警報（つなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

## 津波注意報（つなみちゅういほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

## 津波の高さ（つなみのたかさ）

「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報（津波観測に関する情報）で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

## 特別警戒水位（とくべつけいかいすい）

水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸において、付近の居住者等が避難を開始するために設定された水位。氾濫危険水位と同意。

## 特別警報（とくべつけいほう）

気象庁が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告するもので、気象等に関する特別警報は、雨を要因とするもの（大雨）、台風等を要因とするもの（暴風・高潮・波浪・暴風雪）、雪を要因とするもの（大雪）に大別される。津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想したもの）を特別警報に位置づける。

## 土砂災害危険箇所（どしゃさいがいきけんかしよ）

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

### ① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地

### ② 土石流危険区域

溪流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

### ③ 地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

## 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

### （どしゃさいがいけいかいいくいき・どしゃさいがいとくべつけいかいいくいき）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

① 土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

## 土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、〇〇県と〇〇気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

## 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（どしゃききくる おおあめけいほう（どしゃさいがい）のきけんどぶんぷ）

### （土砂災害警戒判定メッシュ情報（どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう））

1km メッシュごとに、土砂災害発生の危険度を 5 段階に判定した結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には 2 時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁 HP や防災情報提供システムで提供されている。土砂災害警戒判定メッシュと同じ。



## 土砂災害危険度情報（どしゃさいがいきけんどうじょうほう）

都道府県が独自に提供する情報で、1～5km メッシュ、10分～60分毎、最大2～3時間先までの土砂災害の危険度を表示している。なお、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。

## 土壌雨量指数（どじょうりょうしすう）

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。1km メッシュ※、10分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）等の発表判断に用いられる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害に関するメッシュ情報で確認できる。

※ 平成31年度出水期より5kmから1kmに高解像度化予定

※ スネークライン図とは、刻々と変化する土壌雨量指数と60分間積算雨量の状態を一定時間ごとにつないだ線をいう。スネークラインが土砂災害警戒情報の基準線を超えると土砂災害の危険性が非常に高まっていることを示す。

## 【な行】

### 内水氾濫（ないすいはんらん）

降雨により下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫をいう。水防法第2条に定める「雨水出水」のこと。

## 【は行】

### 氾濫発生情報（はんらんはっせいじょうほう）

氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

### 氾濫危険情報（はんらんきけんじょうほう）

氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。

いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

### 氾濫警戒情報（はんらんけいかいじょうほう）

氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。

高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当

### 氾濫注意情報（はんらんちゅういじょうほう）

氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

### 氾濫注意水位（はんらんちゅういすい）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。

### 避難指示（ひなんしじ）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。警戒レベル4（津波については対象外）

### 避難指示等（ひなんしじとう）

高齢者等避難、避難指示、災害発生情報のこと。

### 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

災害対策基本法に規定された用語。要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

### 避難判断水位（ひなんはんだんすい）

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定する。

### 表面雨量指数（ひょうめんりょうしすう）

短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中にしみ込みにくくたまりやすいという特徴があり、こう

した地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生の危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された「**浸水キキクル**（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で確認できる。

### 暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

### 暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。

#### ■ 台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

## 【や行】

### 要配慮者（ようはいりょしゃ）

平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

### 予想最高潮位（よそうさいこうちょうい）

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報の中で明示される潮位の予想最大値。高潮によって浸水する範囲と密接な関係がある。

## 【ら行】

### 陸閘（りくこう）

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能ないように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

### 流域（りゅういき）

ある河川、または水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

### 流域平均雨量（りゅういきへいきんうりょう）

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

### 流域雨量指数（りゅういきうりょうしすう）

河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」が活用できる。

### 累加雨量（るいかうりょう）

降り始めからの時刻までの雨量の合計量をいう。無降雨が一定期間（期間のとり方は、観測所毎に異なりますが、通常6時間程度（熊本県は12時間）となっている、）続くと累加雨量はリセットされ、その後に雨量を検出すると新たな雨（降り始め）とする。

荒尾市の警報・注意報発表基準一覧表

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	28
		土砂災害	土壌雨量指数基準	200
	洪水		流域雨量指数基準	菜切川流域：11.2、浦川流域：10.6 関川流域：15.7
			複合流域※	浦川流域= (23, 8.5)
			指定河川洪水予報による基準	-
	暴風		平均風速	陸上：20 m/s
				海上：20 m/s
	暴風雪		平均風速	陸上：20 m/s 雪を伴う
				海上：20 m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
波浪		有義波高	2.5m	
高潮		潮位	4.5m	
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	18
		土砂災害	土壌雨量指数基準	122
	洪水		流域雨量指数基準	菜切川流域：8.9、浦川流域：8.4 関川流域：12.5
			複合流域	浦川流域= (8, 7.7) 関川流域= (16, 12.5)
	強風		平均風速	陸上：10 m/s
				海上：10 m/s
	風雪		平均風速	陸上：10 m/s 雪を伴う
				海上：10 m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 3cm
	波浪		有義波高	1.5m
	高潮		潮位	3m
	雷			落雷等により被害が予想される場合
	濃霧		視程	陸上 100m
		海上 500m		
乾燥			最小湿度 40%で、実効湿度 65%	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110mm